

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

平成30年9月6日

【開催日】 平成30年9月6日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時47分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
市民生活課課長補佐兼消費生活センター主査	亀崎芳江	市民生活課課長補佐兼防犯交通係長	山本満康
市民生活課市民生活係長	三浦裕	市民課長	古谷昌章
市民課主幹	柏村照美	市民課課長補佐兼住民係長	藤上尚美
市民課戸籍係長	森山まゆみ	環境課長	木村清次郎
環境課課長補佐	湯浅隆	環境課主査兼生活衛生係長	岩壁裕樹
環境課環境保全係長	縄田誠	環境調査センター所長	山下貢治
環境衛生センター所長	池田康雄	環境衛生センター主任	松尾勝義
小野田浄化センター主任	磯部修一		
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	高齢福祉課課長補佐	河田圭司
高齢福祉課主査	石井尚子	高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子
高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
障害福祉課長	辻永民憲	障害福祉課課長補佐	岡村敦子
障害福祉課障害福祉係長	大坪政通	障害福祉課障害福祉係主任	縄田良弘
障害福祉課障害支援係長	岡手優子	社会福祉課長	岩佐清彦
社会福祉課主幹	平中孝志	社会福祉課主査兼生活保護係長	坂根良太郎
社会福祉課地域福祉係長	桑原睦	子育て支援課長	川崎浩美
子育て支援課課長補佐	別府隆行	子育て支援課子育て支援係長	岡崎さゆり
子育て支援課保育係長	野田記代	国保年金課課長補佐	石橋啓介
国保年金課国保係長	石田由記子	国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵

健康増進課長	尾山 貴子	健康増進課課長補佐兼地域医療係長	銭谷 憲典
健康増進課健康企画係長	山本 真由実	健康増進課主査兼母子保健係長	大海 弘美
健康増進課成人保健係長	古谷 直美	健康増進課食育連携係長	加藤 諭香江

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議事係主任	原川 寛子
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第70号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）
について（民生福祉分科会所管部分）
- 2 議案第58号 平成29年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に
ついて（民生福祉分科会所管部分）

午前9時 開会

吉永美子分科会長 皆様おはようございます。開会前に、昨日の民生福祉常任委員会の執行部の答弁の中で訂正があるとお聞きしていますので、発言を許可します。

篠原高齢福祉課主査 昨日の議案第61号平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の審査の中で山田副委員長に御質問いただきました、低所得者に対する保険料の減額の対象となる介護保険料第1段階の対象者についての回答に一部誤りがありましたので訂正します。対象者を生活保護受給者と高齢福祉年金受給者とお答えしましたが、正しくは、生活保護受給者と世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方となります。また、概要の中で調整交付金の割合を5.50%と申しましたが、正しくは5.64%でした。以上訂正しておわび申し上げます。

吉永美子分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会します。皆様のお手元に審査日程が配付されています。審査日程に基づきまして、本日の審査を行いますので、議事運営に御協力をよろしく申し上げます。それではまず、議案第70号平成30年度山陽小野田

市一般会計補正予算第3回について審査します。それではまず、担当課より歳出につきまして説明をお願いします。

古谷市民課長 歳出についてですが、補正予算書16、17ページをお開きください。中ほどの1目戸籍住民基本台帳費1億5,424万7,000円を54万円増額し、1億5,478万7,000円と補正するもので、13節委託料のデータ抽出業務委託料54万円について説明します。戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に当たっては、複数の市区町村の戸籍に記録されている個人の戸籍情報について名寄せした上で戸籍情報とマイナンバー情報を関連付けることが予定されています。戸籍に記録されている情報とマイナンバー情報との一致をもって同一個人と判断するために、自治体ごとに作成している戸籍の外字情報を全国統一的な文字情報として法務省で管理するため、本市の外字情報を抽出する必要があります。お手元資料の戸籍記録文字情報の収集(概要)を御覧ください。②の法務局から文字情報の提供を求める連絡とありますが、これが平成30年6月22日付け文書で本市に連絡がありました。市区町村では③文字情報(外字)の抽出作業を行います。この作業は使用している戸籍システムの業者へ委託することになります。④文字情報報告ですが平成31年1月18日までに、抽出した文字情報を各地方方法務局へ報告することになり、本市は山口地方方法務局宇部支局へ報告するようになります。資料裏面の文字整備作業及び後続作業スケジュールを御覧ください。今後の作業について法務局から示されたものですが、点線で囲まれた部分が文字整備作業になります。今回の委託は矢印の一番上の文字情報収集になり、今後は法務省で、文字の同定、文字作成を行い、文字整備作業の成果物として「文字コード変換表」を作成し、これを用いて市区町村の戸籍の文字情報を統一の文字コードに変換した上で法務省の戸籍副本管理センターに送信し、個人の統合やマイナンバーひも付けが実施されます。次に歳入についてですが、12、13ページをお開きください。外字抽出作業に係る経費については、1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金として54万円が補助されます。以上、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いします。

尾山健康増進課長 それでは、健康増進課関係分について説明します。18、19ページをお開きください。一番上の部分になります。4款衛生費1

項保健衛生費 1 目保健衛生総務費を 4 4 万 9, 0 0 0 円増額し、増額後の予算額を 6 億 7, 1 5 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。これは 1 8 節備品購入費を増額補正するもので、急患診療所での調剤に必要な分包機の更新に係る費用です。分包機とは、錠剤を半分に分断したり、自動で 1 回の服用量ごとに薬剤を分包する機械であり、主に小児科で使用しています。小児科では粉薬を小児に必要な量に分けて分包しなければならず、必須の機械となっています。現在、機械の老朽化が進んでおり、一部不具合が出ており、薬剤師から「繁忙期に故障してしまうと業務が立ち行かなくなるおそれがあり不安だ」という声が上がったことにより、業者に確認したところ、機械自体が古くて交換部品等がないことや、新しい機器の納入に当たっては、2 週間以上の時間を要することが分かったことにより、1 2 月以降のインフルエンザ流行期前に新しい機械に更新するために補正を行うものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 それでは質疑を受けたいと思いますが、まず初めに市民課より報告があった分につきましてはいかがでしょうか。

大井淳一朗委員 このデータ抽出業務委託ということで法務省との連携でやるんですが、これによって結局市民サービスにどのような変化があるのでしょうか。

古谷市民課長 戸籍事務へのマイナンバー制度導入におきまして、まず戸籍事務では、今の戸籍証明書の添付を必要としているようなものが省略されたり、あるいは戸籍事務をする上でいろいろ各市へ電話で問い合わせたり、あるいは公用請求で戸籍を取り寄せたりしているんですが、それが不要になるメリットがあるということです。

山田伸幸副分科会長 今のは、名寄せが済んだ後の作業ということなんですか。

古谷市民課長 そのとおりです。

杉本保喜委員 いわゆる文字情報の収集作業が一通り全部終わった場合には、国民全員の姓名が明らかになると思っていいんですか。例えば、今小学校や中学校の卒業式に行くと、きらきらネームと俗に言われる、その読

み方が非常に複雑という事象を感じているんですけど、そのためにこれからの戸籍を見ることによって何て読むんだらうという複雑な作業が、これが全部終われば、これを見ることによって皆一様に明らかになるという考えでいいんですか。

古谷市民課長 戸籍に読み仮名はありません。

城戸市民部長 このたびの抽出作業というのは、外字といいまして、もともとそのシステムの中に入っていない漢字があるわけなんですね。それを各市町村が独自でシステムを使って作成している文字があって、これ全国统一のものではないので、ちょっと名前とは違いますが、本市の場合であれば例えば「くしやま」の「くし」という字です。これシステム上は木へんに帝って書いてあるんですけど本市は独自に手へんに帝、そういった字があるわけですね。これを全国统一のものとして同定作業をします。簡単にいえばそういう内容の作業です。

松尾数則委員 確認をしたいんですけど、だから、従来は例えば文字コードというASCIIとかいろいろな文字コードがあったと思うんですが、そういうのにないやつを抽出して、国に登録してから、こういう字がありますからどうにかしてくださいよという意味でしょうか。

古谷市民課長 そのとおりで、先ほど説明のありました外字が全国统一の外字であればいいんですけども、市独自でまたそれを作りますんで、同じ字でありながら種類が何種類かあると。だから本籍を何回か変えられた方が、それぞれの市で本来は同じ字であるにもかかわらず外字で市が独自にフォントを作っていくと、ちょっと変わってくるというのがありますので、それを同じ字としてみなすように名寄せをするという作業に入るわけです。

山田伸幸副分科会長 旧漢字の場合、今のコードの中に含まれていない部分が出てきているんですよ。そういった場合も今外字で対応しているんでしょうか。

藤上市民課課長補佐 今の旧漢字を読み替えるというのは、新しくコードを付けて読み替えるという意味でしょうか。

山田伸幸副分科会長 要するに人の名前というのは、もともとあった名前を勝手にそちらの戸籍で読まれて、漢字がなかった場合、具体的には「滝」という漢字だったんですけど、右側のつくりで全然違うんですよね。そういった場合、本人からこれを変えてほしいと言われたときも変えられなかった。これはもうコード表の中にないと思うので、外字で対応せざるを得ないと思っているんですけど、そういった今までにない漢字も含めて、新しくコードが割り振られて、その人本来の漢字が使われるのかどうなのか。その辺はいかがでしょうか。

古谷市民課長 これまだ中間試案の段階なんですけれども、従来の戸籍は漢字はそのまま使って、先ほどの説明で国の戸籍副本管理センターにデータを送信しますと、そっちの送信したデータの文字をこういう外字はこの文字に当たりますねと当てて、そして名寄せをすればいいんじゃないかという案も今浮上しているんで、だから戸籍自体の漢字を一斉に変えるというのではなくて、副本管理センターに送ったデータ上で、その名寄せの作業をすると私は理解しています。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。市民課関係の質疑を打ち切って健康増進課関係の質疑を受けたいと思いたいが。

大井淳一郎委員 この分包機ですが、今あるものはいつ購入されたんですか。

尾山健康増進課長 現在の分包機は平成15年4月に購入されています。

大井淳一郎委員 不具合が出ているんですが、現時点で大丈夫ですかね。12月ぐらいに購入して、専決というのもおかしいんですが。大丈夫ですかね、今の状態で。

尾山健康増進課長 ここの判断が非常に難しいところではありますが、実際に使用されている薬剤師にも聞き取りを行いながら、現時点で業務には支障自体はないんだと。ただ、一部ちょっと故障しているようなところがあって、本来交換部品等がすぐに準備できればそこで対応ができるんですが、古い機械ということで、その辺の交換もすぐにできない。せめて繁忙期にかかる前にとということで補正で上げたところです。

松尾数則委員 どのような分包機かちょっと分からないんだけど、私も昔いろいろそういう分包機を使っていたんですが、結構かなり才能を有したというか、かなり研修しないと使えなかった記憶があるんですが、そういう分包機ではないんですか。

尾山健康増進課長 薬剤師であれば誰でも使える分包機と認識しています。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ここで一旦25分まで休憩します。

午前9時19分 休憩

午前9時25分 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、分科会を再開します。次に、議案第58号平成29年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について審査を行います。審査番号の順に行ってまいります。予算のときと同じように審査事業をまず審査して、そのあと決算書に戻って質疑を行っていきなっていますので、よろしくお願ひします。それでは審査番号のまず①、この中では、審査事業が二つありますので、まず、事業について審査を行います。では、審査事業14番について執行部の説明をお願いします。

藤山市民部次長 本事業は、適切な管理が行われてない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、空家等の実態調査を行い、その結果を反映させた空家等対策計画を作成し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するという事業で、歳出総額は688万3,252円となっています。なおこの事業に対する特定財源として国庫支出金として、社会資本整備総合交付金334万8,000円。これは実態調査委託料の2分の1に相当する額ですが、これを充てています。空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく空家等対策計画を策定し、効果的かつ効率的な取組を進めていく必要があります。法7条では空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために市町村が

協議会を設置することができる」と規定されており、本市が設置した協議会では、空家等対策計画の作成及び変更に関することのほか、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断や特定空家等に対する勧告、代執行等の措置の方針に関すること等の重要事項についても幅広く専門的見識を持つ委員と協議等を行うこととしています。委員報酬3万4,000円は、この空家等対策計画の作成に関する協議会を3回開催した際に支払ったものです。次に、実態調査委託料669万6,000円につきましては、株式会社ゼンリンに委託し、市内にある空家等の実態を把握することを目的に、空家等の実態調査を実施したものです。調査は平成30年2月末までに完了し、資料に添付してありますように、空家等実態調査業務委託結果が報告されています。調査は資料の53、54ページにありますように、調査票を基準に行われ、空き家の状態により53ページの下にありますようにAからEランクに分かれています。空き家は56ページのとおり、市内全域に分布しており、空き家の総件数は58ページのとおり、1,269件でしたが、外見から判定できなかったものも41件ありました。ランクA、Bは382件で全体の30.1%、ランクD、Eは100件で全体の7.9%、ランクCは787件で全体の62.0%でした。ランクD、Eは100件あり、特定空家等となるため、真っ先に対応する必要があります。この空家等の実態調査は空家等対策計画の基礎資料や今後の空家等対策に活用していくもので、調査データは今後も引き続き空家等のデータ管理に使用するため、庁内器具費15万3,252円で、パソコン1台を購入しました。今後は、今年度中に策定する空家等対策計画に基づき、適正管理と利活用の両面において幅広く施策を検討してまいります。特に利活用に当たっては、庁内の空家等対策委員会等を活用し、関係部局の連携強化を図って早期の事業化に取り組んでまいります。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 前提としてお伺いします。今後の方向性でこの事業については現状維持と拡充にクロスするところにチェックが入っていますが、こういった評価については、これ全体会で聞けばよかったです。原課の評価なのか、それとも企画の評価なのか、それとも原課と企画が話し合っただけで出された市の評価なのか。どれになるのでしょうか。

藤山市民部次長 これは原課の評価です。この評価につきましてはちょっと補足したいと思うのですが、コストの投入の方向性は現状維持となっています。これから新たな施策をするということであればコストを掛けるということになるかと思うんですが、これにつきましては別の施策として、解体事業とか、新たな事業の具体化をした上で新たな実施計画でこれを積極的にやるという方向で今後の方向性を決めていきたいと考えています。

山田伸幸副分科会長 今の今後の方向性ですが、成果の方向性としては拡充をするが、コストの投入の方向性は現状維持となりました。現状維持という場合の予算額というのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。今年度の予算を基準に考えるのか、それとも別の予算枠があるのかその点についてお答えください。

藤山市民部次長 具体的な施策については今から予算化する上で、今から実施計画を上げるんですがこれはもう別の事業名として上げたいと考えています。この空家等対策の強化事業につきましては、5年に1回の空家等対策計画の策定とか、それから協議会の開催に係る報酬等で考えているところです。

山田伸幸副分科会長 それでこの平成29年度の決算を上回る見込みなのか、それとも下回る見込みなのか。具体的にちょっと今の見込みを教えてください。

藤山市民部次長 この事業については実態調査についてはもう終わりましたので、来年度は縮小になると思いますが、長期的なスパンでいえば、計画をする上で実態調査は必ず委託する必要があるかと思いますが、現状維持という表現をしたところです。

大井淳一郎委員 実態調査は5年後か何年後かになると思うんですが、協議会は、定期的に行っていかなきゃいけないんですけど、大体今後協議会というのは、どれぐらいのスパンでやっていくんでしょうか。定期的にするのもいいんですが、特定空家等の認定だとか、最後言われたような空き家の利活用について積極的に話し合っていくためには、協議会は年に

2回とかじゃなくてもうちよっと開かなきゃいけないとも思えるんですが、その辺の今後の協議会をどのように開いていくのかについてお答えください。

藤山市民部次長 協議会につきましては、今後特定空家等の認定に係る協議というのが主になると思います。これについては今から対象の住宅を絞りまして、それについて協議会に上げて御審議いただくような形になると思います。利活用については、今、取りあえずボールはこちらの行政に来ていると思います。今から施策を考えて、またそれを上げるという形になりますから、そうなるとある程度予算化した上で、お話するような形になると思います。そういった感じで開催できたらなと思います。

大井淳一郎委員 そうなると、今ボールが市に来ているということなので、言われるように、市が積極的に展開していかなくちゃいけないと思います。となると、庁内にある空家等対策委員会で、進めていかなくちゃいけないんで、そちらは今後どのように開催して、進めていくのかについてお答えください。

藤山市民部次長 前回所管事務調査があった後に、庁内の委員会を開きました。これまでの議会での審議の経過とか、あと、もちろん対策協議会でも施策を考えてはどうかという話もありました。あと様々なほかの計画でも空家等の活用というのがうたってあります。そこら辺のものをちょっと上げながら、もう計画だけで終わってはいけないというところの説明はしたところです。今のところうちが所管ですので積極的に取り組もうと思っているんですが、ほかの部署からはちょっとまだ具体的な話は聞いていません。やっぱり担当ですので、関係部署については逐一、部長と一緒に、担当部署の部長とかと協議して、何とか取り組んでいただくようお願いしたいと思っています。

大井淳一郎委員 他課との連携は必要なんですが、特に空き家の利活用を考えたときに、計画書にも書いてあったように、定住という側面に考えれば今でいう企画との連携が必要になってくるかと思えます。市の方向性となれば空き家の利活用については企画が全部やるというイメージではなくて、定住の部分だけ関わるのかそれとも空き家の政策的な面として企画が空き家の利活用については展開していくのか。この連携の中身とい

うか、連携の方向性についてお答えください。

藤山市民部次長 総合計画でいいますと、空き家の利活用については、防犯のところとなっています。ですから、私どもとしましてはその住環境の整備とか、犯罪が起きないように空き家については危ないものは壊していくという方向性になるかと思うんですが、やはりいろいろと他市を見ますと、空き家の利活用としては定住とか転入とかというところをつかれているのは事実ですので、やはり企画課も含めて巻き込みたいなという思いもあります。

大井淳一郎委員 総合計画が実はそこに利活用も含めて防犯に入れるのはどうかという審議もあったところなんですが、企画は温度差があるのかなってちょっと感じるのですが、肝腎の相手の企画はこの空家等対策については積極的にやろうという感じなんでしょうか。横の連携ができてないんじゃないかなと外から見て思うんですが。そんなことはないよと言ってほしいんですが。いかがでしょうか。

藤山市民部次長 よその部署のことですので言及は避けたいと思います。

大井淳一郎委員 企画とは実際話し合っているんでしょうか。

藤山市民部次長 庁内の委員会の中にメンバー入っていますので、協議していると認識しています。

矢田松夫委員 今年度の予算で実態調査もできたし、判定もできたし、一応机上の図面ができたと思うんですが、問題はこれからどうするのかということですが、先ほどの回答を言いますと何とかしていくという心構えでは将来がどうなのかと思ってですね。特に課題及び改善策の取組ができるかと非常に不安なんです。全庁的に今の要員だけで改善策が改善していくのか非常に不安なんですけどどうなんですか。

藤山市民部次長 今回の計画におきましては、空き家がどれぐらいあるのかがつまびらかになったことが一番大事だと思うんです。実態が分かりましたよと。さあこれから取り組まなきゃなりませんし、日々空き家問題は現在進行形で動いています。ですから、今年度は与えられた人員で精一

杯取り組みたいと思いますが、次年度以降については、やはり少し体制を検討しなければいけないかなと考えています。

矢田松夫委員 今、月平均で何件ぐらい市民からの苦情がありますか。

山本市民生活課課長補佐 ちょっと今はっきり数字は覚えてないんですけど、件数としては4月から40件弱ほど物件の相談とか苦情とかがありまして、それにそれぞれ現地調査をしたり、所有者を特定する作業を進めたり、場合によっては対処をお願いする文書を送ったりという対応をしている状況です。

杉本保喜委員 苦情が40件ぐらいあったということで、今回の調査結果と符合する部分が多いのか、それとも全く違うところからの苦情が多いということなのか、その辺りどうですか。

山本市民生活課課長補佐 昨年度のこの調査結果1,269件の中の物件も当然ありますし、それ以外の新たな物件というのもあります。ただ、ほとんどが調査結果の中の物件です。

杉本保喜委員 調査結果の集計概要の中に出合小学校区で倒壊等の危険性があるランクEが6件あったということなんですけど、地域住民がこの調査をやったという結果を見たときに、近いうちにこれの対策というものをやってくれるんだなという期待感が生まれていると思うんですね。であれば今後の計画というものは、速やかに方向性を出し、協議会にかけるんりの手当が必要だと思うんですけど、その辺りはいかがなんでしょうか。

藤山市民部次長 大前提は空き家はやはり個人の所有というところがあります。私どもが手を出せる公権力の行使といったら代執行のどこまで手が出せない状態なんです。ですから空き家をこのままほっといてはいけないよという啓発ももちろん空き家をどうにかしようというきっかけづくりとなる施策を考えた上で、そういった制度を周知することに努めて、少しでも危険な空家等がなくなるような形を採っていきたいと考えています。

杉本保喜委員 正にそうなんですよね。であればなおさら、次年度ではこういうことをやるよということ。また、さっき協議会が続ける必要があるだ

ろうという話もあるんですけど、協議会にかけて対策等を協議していくことが必要だと思うんですよね。その辺りの計画が次年度に具体的に出されるのかどうかということが今言った横のつながりが強固になっていく必要があると思うんですよね。その辺りが一番我々としては気になるところなんですけどね。

藤山市民部次長 危険な家屋については、転入、定住とかいう住宅ではないです。やはり私ども生活安全の観点から市民生活が主体となって施策を出さなきゃいけないということで、来年度予算化に向けて事業化を考えています。タイミングを見て協議会にも協議しなければならない状態になれば、出して御意見をお聞きしたいなと考えています。

松尾数則委員 確認を取りたいんですけど、空き家という調べ方。例えば長屋では1戸単位ね。共同住宅では全部空いたときに一つ。この数値はこの調査方法で調べたんですね。長屋は、1戸単位というのは普通そうなの。

亀崎市民生活課課長補佐 空家等の特措法で空き家の定義がなされていて、その中で全体が常時使われていない状態ということで定義をされていますので、それに沿ってやっていますので、長屋で例えば、1軒でも住んでいれば、それは空き家の件数とはカウントしていません。

山田伸幸副分科会長 やはりこの問題を考える上で先日の関西を中心に大きな被害が広がった台風のときなんかは、ある地域で近所に誰も住んでいない家があって、そこの瓦がぼんぼん飛んでくるという苦情があったんですね。もう持ち主も誰も分からないんですけど自分たちでそれを壊しているもんかどうかという相談を一度寄せられたことがあるんですけど。やっぱり特にこういった夏から秋にかけての台風シーズンが一番住民にとって不安なんです。そういったときに、せっかくここまでの調査をして特定空家等、特にEランクにカウントされているような空き家がある地域の住民にとっては非常に不安なんです。そういった苦情が寄せられて、すぐさまこの計画ができたならば動き出せるのかどうなのか。その辺はいかがなんでしょうか。

藤山市民部次長 計画は決定しましたら、計画に書いてある所有者への助言と

か指導とかその辺のことはできます。ただ、建物をのけるとかいうものについては、やはり予算が必要ですので、すぐには対応できない状況です。ただ緊急性がもしあったとするならば、それは財政当局とかとも協議して、補正というところも出てくるかもしれませんが、そういった対応になろうかと思えます。

山田伸幸副分科会長 問題は住民が安心して暮らしていけるように、そういった不安を一刻も早く取り除いてあげることだと思うんですね。いろんなところからそういう苦情が出てきても、いろいろな手順を掛け過ぎて被害が広がっていくということでは本末転倒だと思います。何のためにこういう調査をしたのかと言われますので、ではどういった体制でそういった迅速な対応ができるのか。これは以前白井前市長が取り組まれていて、ようやくこの計画を作っていくということでスタートしたんだと思っただけなんですけど、そのときでも深刻なことを市長自身の口で述べておられました。やはり、その時点からも既に3年ぐらいたっているんですね。いまだに市としては何も手出しができないようなことでないはずなんです。やっぱり市として、そういう所有者の特定、そして所有者に対する命令、聞かなければ代執行ということまで迅速にやっていくことが今行政に本当に求められているのではないかなと思うんですが、その辺の腹づもりはいかがでしょう。

藤山市民部次長 おっしゃるとおりだと思います。私も何件か現場に行きました。もう看過できないようなものもあります。ですから今おっしゃったとおり、計画が決まった以上、少しでもスピード感を持って対応していきたいと思えます。

大井淳一朗委員 最終的な代執行に至るまでには協議会というツールにかけるのは分からないまでもないですが、先ほどのスピーディーな対応等も関連するんですが、勧告とか命令は協議会にかけなくてもできますし、そうしなくてはスピーディーな対応ができないと思うんですがその辺を確認したいと思えます。

亀崎市民生活課課長補佐 空家の規則で、勧告をする前には協議会に諮ると規定をしていますので、協議会にかける必要があります。

大井淳一郎委員 助言、指導までは、市内でも結構な数があるんですけど、勧告以降はないんですよ。規則で協議会にかけるとなっているので規則上は仕方ないのかもしれないですけど、そうすると協議会を臨時協議会みたいなのを開かなきゃいけないのですが、そういうことも想定していますよね。今看過できない状況があるということであれば。その辺はいかがですか。来年の3月では困るんでね。

藤山市民部次長 臨時に開かなければならないと思います。

矢田松夫委員 課長にお尋ねしますが、当初空家等の「等」は、空き家と空き地と答えられましたが、この調査の段階で、今全国的に問題になっているブロックの倒壊ですよ。これは670万で調査したときに空家等の中にブロックの倒壊というのは調査したんですか。当時は恐らくなかったと思うんですよ、こういう事件事故は。だから今後、これを含むかどうかですね。

藤山市民部次長 資料の54ページです。ここに印字がはっきりしてなくて申し訳ないんですが、一番上に工作物の状況というのがあって、工作物のところに門とかいうのがあります。だから、評価の一つにはなっていると思います。空き家に限ってで、居住している家のブロックはありません。

吉永美子分科会長 この事業に対しましてはよろしいですか。それでは、質疑を閉じたいと思います。次の事業ナンバー15ですね。コミュニティ助成事業ということです。これについて説明をお願いします。

藤山市民部次長 本事業は宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を実現するという事業で、歳出総額は240万円となっています。なおこの事業に対する特定財源として宝くじの助成金240万円を充てています。宝くじ助成金については一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域コミュニティの健全な発展を図るために交付するものです。具体的な事業内容としては64ページにありますとおり山陽小野田市ふるさとづくり協議会使用したり、貸出しを行う折り畳みチェア、かき氷機、3

連バーナー、カラーリングセット等の備品購入費242万6,760円に対し、240万円を助成するものです。この助成金は一般財団法人自治総合センターから市の会計を通じて山陽小野田市ふるさとづくり協議会へ交付したという形になっています。一般財団法人自治総合センターによりますと、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、青少年の健全育成、多文化共生のまちづくりなどの施策への助言、助成を通じ、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与すると、コミュニティ助成事業を位置付けています。このことは、総合計画にあります市民活動の推進に資することから、引き続きこの事業を続けてまいります。そして、コミュニティ助成事業の更なる周知を図り、今後とも当該助成金を活用し、地域コミュニティ活動の活性化を図ってまいります。御審議のほどよろしくをお願いします。

吉永美子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 この事業の評価は現状維持ということで、コストはもう決められているものなんで現状維持ですが、拡充ということで書かれてあるように、より広く市民団体へ広げていかなければ意味がないと思っています。ふるさととはふるさとでしっかりやっていただいているんですが、それ以外にも団体に利用してもらえらるような、今に始まったことではないですが、周知に何か工夫とかかされているんでしょうか。

藤山市民部次長 来年度の募集を今行っていて、今まで広報とホームページで周知しています。今回、ホームページにつきましては、具体的な事例、どういったものに利用できるか等の表示をして少し分かりやすく御案内をしているところです。少しでも、こういったものに使えるのかというのを周知することで、幅広い利用につながればと考えています。それともう一つなんですが、市民活動支援センターが、4月から始まりました。今登録を行っています。そういった団体にもこういったメニューがありますよということを周知したいと考えています。

大井淳一郎委員 方向性としては賛同できるんですが、市民団体の位置付けですよね。個人に利用してもらおうわけにはいかないの、その辺の市民団体のすみ分け、活動支援センターに登録されている団体にも呼び掛ける

ということなのですが、登録されていない市民団体も当然出てくるわけで、助成するすみ分けの基準についてはどのように考えているでしょうか。

藤山市民部次長 市民活動支援センターができる前は、この団体には声掛けてこの団体には声掛けないのかと、そういったのはやっぱり問題があるかと思えます。今回線を引くということで、市民活動団体として登録した方々に周知するということですのですみ分けをしているところです。具体的に個別に御案内したということであれば、今までにないことだと考えています。

大井淳一郎委員 登録されている団体には声を掛けているということですが、登録されていない団体が申し込んできた場合はどうなるのでしょうか。

藤山市民部次長 それは制度の案内をして申請があれば承ります。

大井淳一郎委員 広く周知していただくのはもちろん結構なことなのですが、それによって競合した場合、どうしても限りがありますからね。終わってみりゃ同じところということもあるんですが、その選考のプロセスについてお答えください。

藤山市民部次長 申請の内容がこの事業の趣旨にのっとっているのであれば、全て上げます。決定するのは自治総合センターです。

大井淳一郎委員 ごめんなさい、ちょっと勘違いしていたかもしれません。例えば、自治総合センターに予算を超えるもの全部上げるんですか。それで向こうが決めるんですか。僕はてっきり市が推薦、ここにお願いしたいがというのもあらかじめ市が絞るのかなと思ったんですが。

藤山市民部次長 絞ってはいません。もう向こうに全て任せるというか、決定権は向こうにあります。

矢田松夫委員 今回240万で買われたんですけど、全部市民生活係が買いに行ったんじゃないでしょ。市内業者に入札か何かされたんですかね。もし業者名が分かれば。

三浦市民生活課市民生活係長 昨年度の備品ですが、資料に付けていますとおりかき氷機の手動式と電動式、また3連バーナー、カラーリングセット、折り畳みチェアを購入して、それぞれ市内の業者から購入をしています。購入したのが市民生活課かと言われましたけどふるさとづくりの事務局で購入をしています。購入した業者につきましては領収書をふるさとづくり協議会から出してきていますので、業者名は分かりませんが、そちらも全て読み上げたほうがよろしいでしょうか。

矢田松夫委員 いろいろ支障があるようだから業者名はいいです。いわゆる市内の業者から窓口になって買ったということでもいいんですが、この保管場所が分割されたというのは結局、一括できない、保管場所という現状がないから、各公民館に分割して置いたという理解でいいんですかね。

三浦市民生活課市民生活係長 昨年度の購入した備品につきましてはふるさとづくり協議会が各校区からの要望を取りまとめて市のふるさとづくり協議会として申請されてきています。その中で折り畳みのチェアを分割して置いているところが、これが高泊と出合のふるさとづくりで保管して、椅子につきましては2校区からの要望に沿った内容となっていますので、二つの校区に分けて保管しています。

大井淳一郎委員 ただ申請は市がやっているんで例えば高泊校区以外の人が出合も含めてですが、校区外の人がチェアを借りたいと言ったときに、高泊とか出合に行ったときに、それは俺たちのだと言われても困るんですがそのときはどうなるんですか。校区外の人が申請した場合はちゃんと借りられるんですよね。

三浦市民生活課市民生活係長 あくまでも保管場所が高泊と出合となっていますので、ほかの校区からでも借りることはできます。

杉本保喜委員 基本ふるさとづくりがいろいろ購入して、管理をしているんですが、ほかの団体がこれを購入したという場合に、実際にふるさとづくりの中でもいわゆる修理とか管理をどうするかというのは、問題にあると思うんですよね。それと、壊れたものを修理して使う、また破棄するという判断がそれぞれの団体で任された格好になっていると思うんです

よね。だからこそほかの団体がこれを購入した後に、私物化するという
こともないとはいえないような環境がこれから出てくる可能性があると思
うんですよね。その辺りは、この担当部署としては、何か考えている
かどうかということをお尋ねしたいんですけど。

三浦市民生活課市民生活係長 基本的には申請していただく内容が地域のコミ
ュニティのために使うものとなっています。その団体の特定の事業だけ
に使うものとして申請された場合には、もちろん担当事務局として、そ
の時点で申請を受け付けないということになるろうかと思えます。今まで
購入されたものはふるさとづくり協議会が購入していますので、市民又
は地域団体に使っていただくということになっています。ほかにも、団
体で購入されていますが、例えば太鼓につきましては、その団体でしか
確かに使えないものですが、市内の行事等、そういう文化の継承等に使
っていただくということで、十分この趣旨に沿ったものと思えますので、
今議員おっしゃられました特定の団体の私物化するような内容の申請に
ついては、申請段階でしっかり受け付けないということにしたいと考えて
います。

大井淳一郎委員 今答弁がありました。一応申請段階でその辺のすみ分けと
いうのはするんですよね。じゃないと宝くじのところまで上げて受理は全
部するわけにはいかないんで、そこの窓際で何かやるならやるでその辺
の基準はあるんですか。

三浦市民生活課市民生活係長 あくまでも先ほど言いました申請が出てきたも
ので、内容の確認は市民生活課で行うようになっています。県に取りま
とめて出すときに、必要な内容や要件等に合っているかどうかというの
は市民生活課で確認していますので、要綱また要領等に沿って、その
ところはしっかり判断していきたいと思えます。

矢田松夫委員 この備品の記号なんか見てみますと、折り畳みチェアだけ、型
番というのか記号とか書いてないんですよ。これは白黒だから分からん
けど、このチェアが高泊と出合と、ほかのと同じなんかな、違うんかな
とよく分からんのですが、同じものですか。

三浦市民生活課市民生活係長 折り畳みチェアにつきましては、一つの業者か

ら200脚全て同じものを購入しています。（「型」と呼ぶ者あり）型も全て同じ型のものです。

大井淳一郎委員 多分、きちっとされていると思うんですが、今までのも含めて、備品の台帳じゃないですけど、そういったものはここに幾つ保管されていていつ購入して、そういったリストはちゃんとあるということでしょうか。

三浦市民生活課市民生活係長 市の倉庫に入っているもの、また各公民館に各校区のふるさとづくりが保管しているものの備品の数等については把握しています。それぞれいつ購入した、また修理の履歴とかそういう台帳は、昨年、一昨年から整備するようにしています。

吉永美子分科会長 よろしいですか。ないようですので、この事業につきましての質疑を打ち切ります。それでは決算書に入ってくださいまして、まず128ページ。総務費の1項1目一般管理費というところで、空家対策事業費で委託料が入っていますね。129ページの報酬の中の、3万4,000円と需用費の中の消耗品費のうちの9万円と。次めくって、131ページ13節委託料の中の調査委託料。この委託料の中で669万6,000円、そして18節の庁用器具費の15万3,000円ですね。ここの部分につきまして、質疑があれば。ないようですので、次の134ページ、広報広聴費ですね。広聴事業費が137ページ需用費の中の消耗品費のうちの1万5,000円。次の13節委託料の中の法律相談委託料です。

大井淳一郎委員 法律相談なんですけどもこれは弁護士だけで司法書士は入っていないんですか。

藤山市民部次長 予算化されているのは弁護士だけです。あと司法書士は無料で受けています。

大井淳一郎委員 今、弁護士会は、宇部ですか、下関ですか。

藤山市民部次長 下関です。

大井淳一郎委員 感覚的に宇部弁護士会にお願いしたほうがいいのかなと思う
んですかね。これは、ずっと経緯は下関になっているんですが、これは
なぜでしょうか。宇部弁護士会じゃない理由は。何か経緯を教えてください。

亀崎市民生活課課長補佐 以前から下関なんですけれども、やはり宇部弁護士
会は相談をされる際に、例えば弁護士の方が受け持っている可能性が高
い。当初小野田市の弁護士の法律相談のときから下関弁護士会に委託を
しているんですけれども、宇部弁護士会は近いということなどがありま
して、相談に行っても結局を受けてもらえなかったということなどがあ
りまして、今も下関の弁護士会ということを以前の者から伺っています。

大井淳一郎委員 たしかそこの相談相手の弁護士が一本釣りはしちゃいけない
ということになっているんですよね。あくまでもつなぐというか相談を
聞く。今その実態はいかがですか。

亀崎市民生活課課長補佐 下関の弁護士会から、毎月違う方が相談に来られて
いるんですけれども、その後、その先生に依頼をされているかどうかと
いうのはちょっとこちらでは把握はしていません。

大井淳一郎委員 相談が多くてくじで外れるとかいうのがあると思うんですが、
実際どれぐらいの倍率なんですか。

藤山市民部次長 去年29年度1年間を見ますと、年間12回ですが、定員以
下というのもありまして、抽せん漏れもありまして、総計ですと12回
で1回が10名ですから120名になるんですけれども、相談者は99名
となっています。

大井淳一郎委員 120のうち99ってことですか。つまり、みんな相談でき
たということですか。

藤山市民部次長 抽せん漏れが4回で、5月が2名、10月が2名、1月が1
名、3月が2名、抽せん漏れがあります。それで、定員以下が4名が1
回、6名が3回、9名が2回ということで、オーバーする場合もあれば
オーバーしない場合もあるというのが実態です。

大井淳一郎委員 漏れた人が次回申し込むときに、優先的になるという形なのか、それともリセットでまたくじなのか。

藤山市民部次長 リセットです。

吉永美子分科会長 外れた人はこの司法書士の無料法律相談につなげるとかいうのはされているんですか。

亀崎市民生活課課長補佐 外れた方につきましては、司法書士の法律相談を紹介したり、あと法テラスとか、高齢者の方や障がい者の方であれば弁護士会が無料の法律相談をやっておられたりしますので、そういった別の機関も紹介をしています。

吉永美子分科会長 以前はもっと倍やっていたのが回数が減ったことは取り上げさせてもらったことがあったんですけど、今現在はこの回数で何とかこなしているという状況と思っているということでしょうか、担当課としては。

亀崎市民生活課課長補佐 相談に来られる方は少し減少気味ではあるんですけども、やはりこの抽せんに漏れてしまう方がいるのは事実です。ただ、司法書士会が、以前定員が10名だったところを数年前から12名に枠を広げられたということもあって、結構司法書士会の法律相談を受けられる方も増えているので、そういったところで弁護士の相談に来られる方が今ちょっと若干落ち着いているという状況ですので、漏れた方についてほかの機関を紹介した場合に、そちらに申し込まれたりしている方も結構いるようです。

吉永美子分科会長 次の140ページ、10目支所及び出張所費。143ページまで。

山田伸幸副分科会長 これも以前も聞いたかもしれないんですが、やはり相次いだ支所・出張所での現金管理の問題ですね。以前は一人で対応したりあるいは見えない状況があったり、カウンターに一人とか、そういうのを防ぐということをされてきていたと思うんですが、問題は、現金の扱

いを職員以外にもさせているのかどうか。実際には、出張所なんかには職員とともに、臨時職員等もいると思うんですが、そういった方が現金を扱う機会があるのかどうか。その点いかがでしょうか。

城戸市民部長 具体的にはそれぞれ支所に行かれると分かると思いますが、窓口には臨時職員等が座っていますので、例えば通常の住民票の発行であるとかと併せて収納のほう、現金を受け取るということもあろうかと思いますが、その確認については必ず最後に職員が、いわゆる納付書と現金を確認して間違いないということで、複数で確認して対応しているということです。

矢田松夫委員 143ページの13節の委託料なんですが、昨年これの警備委託料は埴生支所と言われたんですが、埴生支所に警備委託料が要るんですか。

古谷市民課長 機械警備だと思います。

山田伸幸副分科会長 職員が移動される時、例えばよく所長とかが本庁に来られる。そういった場合の移動手段はどのようになっているんでしょうか。

城戸市民部長 それぞれ両支所に公用車が配置してあると思います。

山田伸幸副分科会長 では、個人の車を使うということはないということですね。

城戸市民部長 原則としては個人の自家用車を使用するということはないと思いますが、例えば業務が複数重なったりした場合は、自家用車の公務使用の許可を受けて使用していると思います。

吉永美子分科会長 次の12目交通安全対策費。145ページまで。

山田伸幸副分科会長 交通安全協議会、協会といろいろ補助金等はあるんですが、これの負担しているところですね。補助金は市から出ているんですが、これだけでやっているのか、それともほかにも財源があるのか、

その点を教えてください。

藤山市民部次長 交通安全対策協議会につきましては、29年度の決算でいえば全て市の補助金でやっています。

山本市民生活課課長補佐 交通安全協会につきましては、市からの補助金、県協会からの助成金、会員の会費等々の収入があるようです。

山田伸幸副分科会長 この交通安全協会の補助金というのは、どれぐらいのパーセントを占めていますか、市の補助金は。

山本市民生活課課長補佐 15.5%です。

吉永美子分科会長 次の146、147ページの16目ふるさと推進事業費。

山田伸幸副分科会長 このふるさと協議会というのは、これ本部といいますか、それはどちらになるのでしょうか。

藤山市民部次長 事務局のことであれば市民生活課です。

大井淳一郎委員 記憶違いならあれなんですけど、ほたるの飼育の助成金が18万円だったような気がするのが15万円に減っている。これは何か理由があるのでしょうか。

藤山市民部次長 例年15万円です。

山田伸幸副分科会長 昨日たまたまテレビをつけていたら、山口市でほたるの幼虫の放流というのをやっていたんですが、このほたるを飼育管理されているところでは、どの程度の個体を飼育されているのでしょうか。

藤山市民部次長 幼虫の放流、昨年度ですけども4,000匹と聞いています。

山田伸幸副分科会長 通常、河川の場合なんですけど、河川の場合の放流であれば昨日言っていたのが20万匹で、ほかの河川では100万匹で、そういう単位でないと発生にまで至らないんじゃないかと言われているん

です。というのは、それだけ生存競争が厳しい中で、今言った4,000匹というのが本当に所期の目標を達成するような個体数なのかどうか、その点は何か御存じでしょうか。

藤山市民部次長　こういう立場になりましたので、有帆のほたる部会の会員とも話をする機会がありました。かなり御高齢でして、会の運営もなかなか厳しいと聞いています。それが目途にかなうかっていけばちょっとそこら辺は分からないんですが、会員全員で一生懸命やられているということだけは分かりました。

吉永美子分科会長　次の17目国際交流等推進費。

大井淳一郎委員　国際交流推進事業で中学生の海外派遣ということで、29年度は6名だったんですが、このたびいろいろな意見を踏まえて、今年度は8名となっていますが、その8名になった理由と、そしてあと2名はどういう形で結局選んだんでしょうか。

藤山市民部次長　今まで6名は、各学校の審査を経て市で決定しています。今回自由枠ということで、かなり学校の規模によって一律1名でいかななものかという議会からの意見もありましたので、今回2名増やして8名ということで、結果として一つの学校から複数名が出ることとなりますので、選定の審査については、今回私どもで最終審査を行って決めたところです。

大井淳一郎委員　結局、本当の自由枠で大規模校から選んだわけではないということですか。差し支えない範囲で、どこが結局選ばれたのか。市内の中学校から選ばれたんですか。それとも、市内在住で宇部とかの私立に通っている人も含めたんですかね。その辺はいかがですか。

藤山市民部次長　結果は、小野田中学校と高千帆中学校が2名となりました。後段の市内在住で市外の学校にということもちょっと以前の議論を見たんですけども、そういった私立学校については、海外研修とか、あと海外の修学旅行とかという別の機会があるということで、それについては排除したいということです。

吉永美子分科会長 国際交流協会と山口県国際交流協会にそれぞれ補助金、負担金を出しているんですけど、国際交流は大変大事なことだと思うんですが、ここの協会にはどのように市としては関わっているんですか。

藤山市民部次長 市の国際交流協会の事務局として、補助金を出すことで、国際交流協会がこちらにホームステイをした場合の窓口とか、そういったことを補助金として支出する、市内在住の外国人との交流ということにも補助金が使われているようでして、あとは、中国語教室とかいうのも開いておられます。国際交流に少しでも寄与するということを目的とした補助金という認識、それを支援するというのが市の立ち位置です。山口県のほうについては、山口県自体のそういった国際交流のこれ肝となる協会として、各方面で他文化交流といいますか、イベントとか、そういったのを仕掛けていますし、やっぱりコミュニケーションが必要ということでやはりそういった場を語学研修とかいうのも実施されて、国際交流に努めている団体と認識しています。

吉永美子分科会長 直接、県の国際交流との触れ合いというのは、特にはないわけですね。負担金を出しているけれども、そういうことですね。そういう立場として出しているということですね。それぞれの市町が出しているということですね。次の19目男女共同参画推進費。

大井淳一郎委員 男女共同参画事業、女性の日事業の内容自体はすごく私も、行くのでいいんですけども、かねがね言われていたこの女性の日というネーミングについては、それからどうなったんでしょうか。今年はどうなるんですか。

藤山市民部次長 昨年度の決算委員会でもこの議論がありまして、そのときの答弁は、男女共同参画審議会で見聞を聞くということで回答したと認識しています。今年初めぐらいに審議会を開きまして議題にしたんですが、出席された委員の意見は、大多数が今のままでいいのではないかといいところがありました。いろんな御意見があると思うんですよ、議会ではどちらかというと反対の方が多いようにも見えますし。そこで一番顧みるのは、女性の日を設立した目的ですね。女性にスポットを当てるとともに男女共同参画の契機にというのが目的でして、どうしても女性だけにスポットを当てるといって逆差別じゃないですけど、

そういった意見も出てくるかと思うんですね。この目的をもう一回再設定して、女性の日という知られたネーミングでいくのか、それとも、もうこれはもうイメージとして定着しているから目的を変えて気分一新、ネーミングを変えるのかというのが、うちの課内でも議論が分かれています。中でどちらか方向性を決めまして、今年度中に、秋の審議会で諮りまして、もしネーミングが変わるようであれば、のぼりは女性の日と作ってありますから、それもやり替えなければいけません。予算化も必要になります。もしそうなれば来年度当初予算にこうなりましたということで、議員にも予算の審議してもらった上で、来年度に事業を進めてまいりたいと思います。いずれにしても今年度中には結論を出したいなと思います。

吉永美子分科会長　ただ審議会で女性の日はそのままだいいんじゃないかという声が多いんでしょう。どちらかという声を聞かないような形にも聞こえてしまうんですね、審議会からすれば。だから、その辺は慎重にされないといけないと思うんですけども、今のイメージとしては、当時の市長が要は日頃裏方にうんぬんというところがやはり女性側とすると、本当に逆差別的な感じを受けていて、女性の日があるということはほかの日は男性の日かなと思う、考え方によれば。やっぱり男女共同参画なんだという、そこをやっぱりメインに出す。だからイメージを本当に一新をされたほうが少なくともですね、それはもう課も持っていると思いますけども、そのためにはやっぱりネーミングという考え方も一つあるとは思っています。

藤山市民部次長　この4月に男女共同参画の担当課長や担当者と話したんですけど、市内では知名度がちょっとそんなにまだなんじゃないかといわれる女性の日なんですが、ほかの市町は担当者結構知っています、女性の日というのは。そういった意味では、知る人ぞ知るではないですけど、担当者からすれば、これネーミングすごく普及しているんですね。それもちょっと、大事にしないといけんのかなという思いも少しあります。委員長の見解を持って帰りまして、また意見に反映させたいと思います。

吉永美子分科会長　女性の日というと、男性は自分には関係ないかなと。逆にね、女性の日で女性の皆さんが集まったの会合というイメージ持たれるととてもいいことではないので、やっぱり男性も一緒になってその日に

やっぱり集まって男女共同参画ということを進められる日になっていかないと何の意味もないから、その辺はやはり申し上げておきたいと思っています。

山田伸幸副分科会長 審議会の委員は基本的に女性の日を活動の場に行っている方ばかりではないのでしょうか。

藤山市民部次長 メンバーを見ますと、各界各層から会議所とか、社会福祉協議会とか、人権擁護委員とか、農業委員会とか、学校の先生とかですからそれはちょっと当てはまらないのかなと思います。

吉永美子分科会長 次の20目自治会活動推進費。

大井淳一郎委員 防犯外灯ですが、結局これは今普及率というのはどれぐらいなのでしょう。それとも今計画の途中なのかな。進捗状況についてお答えください。

藤山市民部次長 普及率ですが、60%となっています。25年度から10年間でLED化が100%という計画ができています。昨年度申請した件数は、ほぼその申請に応じて補助しているところです。ちょっと記憶が定かでないんですけど、昨年申請して最後の抽せんがあったとき、抽せん漏れは一桁台だったと思います。10件に満たないというところだったと思います。

山田伸幸副分科会長 自治会事務費のことをお尋ねします。これは前の担当者の方が、非常に折衝等で苦労されて、自治会に入った事務費の金額を自分で書いて出すと変わりましたよね。だけど、これ目的はやはり自治会の会計として収受されているかどうかということが一番問題だと思うんですけど。今のやり方だと、それは自治会長の申出をそのまま信用するというか、実際に今、それが会計に入っていない自治会も私も幾つか知っていますが、やはり、そういった点で、ある自治会長は補助金を出しているということで、逆に市が自治会の事務に干渉してくるんじゃないかという言い方をされている方もいます。しかしやはり公費ですので、公費がきちんと目的どおり自治会の事務の補助に充てられているかどうか、その確認を、例えば、決算書を出していただくという形にはならな

いんでしょうか。

藤山市民部次長 自治会大多数はきちんとやっていると思います。決算書を作
って、総会で諮るといのはやっていると思うんですが、私も来て半年
ですが、新任の自治会長とかが相談に来たことがありました。どういっ
た内容かと言いますと、自治会で順番で自治会長になるんだよと。以前
のそういった書類も何もないと。忙しくてとてもできないと。でも順番
なんでしょうがないということで、決算書の作り方から教えてほしいと
いうような具体的な相談もありました。ここまで来ているんだなという
のが実感にあります。確かに議員おっしゃるように補助金は目的外使用
をしてはなりませんから、そこら辺の透明性は確保されなければいけな
いとは十分認識しています。ただ、そういった団体にも今一例で、ほか
にもあると思うんですが、今の決算書を義務付けるというのがなかなか
難しいのかなと。そうであれば、ハードルを下げるしかないのかなとい
うことで、今こういう形になっているのかな。ですから30年度から収
支報告書を市に提出してもらうようお願いしています。収入の部は自
治会事務費補助金ということで、あと支出の部は自治会活動に使ったと
いう、それは自治会長の印が付いているものですから、自治会長が証明
したというような形なんですけど、実際の決算書とはちょっとほど遠いも
のですけども、私どもとしては、入ってきた補助金が自治会活動に使わ
れているということが、どなたかによって証明するものがあれば、取り
あえずそれで様子を見ていきたいなど。ただ補助金の適正な利用につい
ては、これからも自治会連合会とともに重要性を伝えていきたいなど、
理解を少しでも深めてもらいたいなど考えています。

山田伸幸副分科会長 ほかの団体、例えば観光協会とか、補助金を出したとこ
ろについては、必ず収支報告をするようになっているんですね。これは
もう当然のことだと私は思うんですが、やはり、かつてのあしき習慣が
いまだに根づいているというのが、私は最大の問題ですので、このこと
については、自治連等を通じて制度の徹底、この自治会事務費の意義に
ついて徹底される必要があるんじゃないかなと思いますので、機会があ
れば、そのようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

藤山市民部次長 これまでも担当が話はしてきたと思うんです。で、この結果
になったんですが、以前に比べれば、ここまで来たのも前進だという認

識でいます。引き続き協力をお願いする中で、少しでも決算書に近づけるように努力してまいりたいと思います。

山田伸幸副分科会長 それと防犯対策協議会というのがあります。これ補助金を186万2,000円出しているんですが、この防犯対策協議会というのは、どういった活動をしているんでしょうか。かなりの大きな補助金ですので、その内容についてお答えください。

藤山市民部次長 これは小野田警察署が持っている団体でして、パトロールとか、それから防犯教室とか、あとキャンペーンを実施したり、自転車盗難被害防止キャンペーンとかの事業に使われていまして、主に地域職域防犯活動の推進と青少年の非行防止活動の推進と暴力追放運動の推進の事業を行っている団体です。

山田伸幸副分科会長 私も今、自治会長をしていますので、年に1回か2回、防犯パトロールは出ていますが、完全にボランティアなんですよ。何でもこれだけの巨額なお金が必要なんかなちゅうのが、ちょっとよく分からないのでお聞きしたんですけどね。

藤山市民部次長 支出を見たんですけども、80万ぐらいの給与がこれに入っています。

城戸市民部長 山陽小野田警察署の生活安全課の中にこの防犯対策協議会の専任の事務職員が今1名雇用されています。

吉永美子分科会長 21目市民活動推進費。

山田伸幸副分科会長 市民活動推進費で諸行事補助金というのがありますが、これの内訳ですね。行事というのが全部地域のふるさとづくり等とかでやっている団体だと思うんですが、これ総額だけですので、ちょっと小分けでお願いします。

藤山市民部次長 お手元に実績報告書というのがありますよね。これの5ページに対象のイベント、諸行事助成ということで、若山公園さくらまつり等々が対象のイベントです。

山田伸幸副分科会長 補助額はどのぐらい出ていますか。

藤山市民部次長 厚狭の花火大会とお祝い夢花火、これについては100万円。
その他18万ということです。ただし、去年、おのだ七夕祭りはちょっと花火が中止になったのもありまして、従前であれば150万支出していたんですが、そこは18万ということになっています。

吉永美子分科会長 ちなみにどういう基準で決まるんですか、金額というのは。

藤山市民部次長 内規といいますか、新たにもしイベントをとということであれば、もちろん趣旨、内容を審査するわけですが、かなってれば1回目は10万円ということで、2回目以降18万というような内規になっています。

吉永美子分科会長 100万円は。

藤山市民部次長 100万円につきましては、やっぱり交流人口に寄与する大きなイベントについて100万円というようなすみ分けをしているようです。

吉永美子分科会長 どこが決めるんですか、そういうの。

藤山市民部次長 補助金を決定したのは市ですから、うちで。これはちょっと昔の歴史ちょっと調べてないんで何とも言えないんですが、合併等々した後で今の形になっているんじゃないかと思えますけど。

山田伸幸副分科会長 ここはかつておのだ祭りとか、そういったところに600万円とか出していたその科目で間違いないですか。

藤山市民部次長 そのとおりです。

吉永美子分科会長 次が160ページ、3項戸籍住民基本台帳費のところでは1目戸籍住民基本台帳費でシステム保守委託料は含まないということですね。これについては。

山田伸幸副分科会長　ここになるんですかね、いわゆるマイナンバーカード。
これが今どの程度普及しているのでしょうか。

古谷市民課長　マイナンバーカードの交付率は30年7月1日現在、6,252
枚で9.8%の交付率となっています。

山田伸幸副分科会長　これは正直言って、住基カードのときなんかはもうほと
んど普及せずに、全く意味のないもので、いつの間にか廃止になってい
ると思うんですけど、このマイナンバーカードを先ほど名寄せの問題が
出てきましたけれど、本当に市民にとって利便性の高まるものなのか。
逆に非常に心配されているのが、国によって個人が全て管理されていく
ものになる。それはやっぱりあってはならないことだと思っているんで
すけれど、その辺の担当課として、マイナンバーに登録された情報が漏
れないような、そういう工夫というのは、具体的にどのようにされていますか。

古谷市民課長　マイナンバーカード登録に関するパソコン等につきましてもセ
キュリティーワイヤーとかにつないで持ち出しされないようにしていま
すし、また今後、申請者が来られまして、交付を受ける際のマイナンバ
ーカードの保管につきましても鍵の掛かる保管庫で厳重に保管していま
す。

山田伸幸副分科会長　セキュリティーについては、どのようにしていますか。

古谷市民課長　セキュリティーというのが、情報漏えいですかね。それは国で
しっかり管理をされていると思います。

山田伸幸副分科会長　問題は、市の窓口から漏れることがないようにしなくち
ゃいけないんですよね。例えばよくある例が、システム保守をされるよ
うな、そういう業者から漏れていくと。韓国なんかは全ての国民のデー
タが北朝鮮側に流出した事故が発生しているんですよね。そういったこ
とは、絶対に防がなくちゃいけないんですが、市民課の窓口で、例えば、
そういう研修を受けている人が皆さんそろっているのかどうなのか。そ
れとか、業者がシステムを触っているときに誰か見ているとか、そうい

ったことがされているのかどうなのか、いかがでしょうか。

古谷市民課長 職員の研修につきましては、e-ラーニング等でセキュリティーとかマイナンバーカードについての知識を得るようにしています。そして、業者につきましては、入るときに必ず今から保守点検で入りますということを言われて入ってこられます。そして職員が、ずっと見ているわけでありませんが、どこでやっているとか、そういうのは確認しています。

山田伸幸副分科会長 マイナンバーカードに登録するしない、一つの鍵はそれを進めている行政側の皆さんですね。以前お聞きしたときに、住基カードについては行政職員はほとんど登録してなかったという例があるんですが、その辺は把握していますか。

古谷市民課長 すいません。職員の誰が申請してないというのはちょっと把握していません。

吉永美子分科会長 240、241ページ、商工費の流通対策費。

山田伸幸副分科会長 ここで問題なのは、最近オレオレ詐欺に関わっているいろんなはがきとかメール等を使って、あなたはこういう代金をまだ払っていませんよという形で、支払を督促するというのが出てきていると思うんですが、そういったのが、私の自治会でも多数発生しているんですね。それがこのこの流通対策の中で、どの程度つかまれて、そういう件数とか、はがきであるもの、あるいは電子的なそういったもの、相談があった件数等は分かっているのでしょうか。

亀崎市民生活課課長補佐 消費生活相談のうち、昨年度相談件数が441件ありまして、そのうち苦情が429件ありました。残りの12件は、近所の問題とか問合せなどとなります。その苦情の429件のうちに架空請求、先ほどおっしゃられたはがきやメールによるものなどは172件ありました。

山田伸幸副分科会長 実際に被害に遭われた件数というのを把握していますか。

亀崎市民生活課課長補佐 実際には消費生活センターに相談に来られて、支払ったと言われる方は2名いました。それはメールによるもので、はがきによるものはありませんでした。

山田伸幸副分科会長 相当数の相談があつて、送り付けのデータ、これかなり把握していると思うんですが、こういったところからの架空請求ですよというような形での広報等はされているんでしょうか。

亀崎市民生活課課長補佐 広報紙の掲載や包括支援センターの会議に各民生委員は4地区ありまして年4回、各地区に回っています。あと出前講座で周知などをしました。

山田伸幸副分科会長 送り付けてくる相手のデータというのは把握していますか。

亀崎市民生活課課長補佐 相手は電話番号とかが書いてあるんですけども、それは全て国民生活センター、消費者庁に報告はしています。こちらでも記録しています。

大井淳一郎委員 実績報告書にあります自動警告メッセージ付通話録音装置普及促進事業、決算額ゼロとなっているんですが、これはお金が掛からなかった事業なのか。それともやらなかったのかについてお答えください。

亀崎市民生活課課長補佐 これは平成27年度に25台購入しまして、それを引き続き使っています。事業は行ってまして、29年度は11台の貸出しを行ってまして、ほぼ8割の方からとても良かったということを言われてまして、ほかの電話機に機能が付いているものを購入された方もいました。

大井淳一郎委員 今後この事業を進めていくに当たって、周知等もしていかなきゃいけないと思うし、予算化も、電話の更新とかも含めて考えているのかについてお答えください。

亀崎市民生活課課長補佐 修繕はできないと言われていまして、この25台全て交付金で活用しているものなんですけれども、延長コードとか必要な

家庭などがありましたら、それも今購入しているんですけども、それがまた足りなくなったりした場合は、追加で購入をしたいと考えています。

大井淳一郎委員 となると交付金がない今、新しくいつかは電話も替えなきゃいけないと思うんですけど。新たに購入するというのは今現時点では考えていないということですね。

亀崎市民生活課課長補佐 現在のところ25台全てフル活用していませんので、現在は考えていませんが、今後貸出しが増えて不足するような場合は、県も持っていますので、そういったところに相談をして、そちらを回していただけないかというようなことも要望等をしてみたいと思っています。

吉永美子分科会長 やはり25台がフル活用されてないのは、ちょっと残念な気がするんですね。29年度が11台ということは、半分も使われていないわけですが、原因は何でしょうか。

亀崎市民生活課課長補佐 これは通話内容を全て一旦録音するというところで、最初はちょっとまあ借りてみようかなって思われる方もいるんですけども、そういったところでやっぱりちょっとやめようと言われる方がいました。だから、そういったところも踏まえてもっと啓発活動を今後も取り組んでいきたいと考えています。

吉永美子分科会長 この11台は、全て高齢者独り暮らしですか。

亀崎市民生活課課長補佐 主に高齢者の方で、独り暮らしの方が大半でした。

吉永美子分科会長 やはり被害があってはいけないので。そういう意味で、消費者の会ってあるじゃないですか。4万8,000円しか補助を出していませんけれども。ここは山陽消費者の会と小野田消費者の会が合併をして、今の消費者の会であり、大変活発に活動されてきたと私は認識しているんですけども。こういった団体に対して、このような自動警告メッセージが付いた通話録音ができる機械があるということをいろんな場で啓発をお願いしたりすることも大事じゃないですか。

亀崎市民生活課課長補佐 山陽小野田消費者の会も県の事業でいろんなところで啓発活動をされていますので、そういったところからもまた情報を得て、貸出し等を行っていきたいと考えています。

城戸市民部長 今、独り暮らしの高齢者というお話もあったんですけど、実は市内で被害が発生しているのは30代の若い方、そういう方も被害に遭うんですよ、やはり。やっぱり言葉巧みに勧誘されたりとか、そういったことがあるので、実は私も今、市民部長としての立場でいろんなところに行って、挨拶したりとか、協議をしたりという場がありますので、そういった場では必ずこういった被害状況を、吉永委員長の3010運動と併せて必ずそういう一言加えて、注意してくださいということもやっていますので、委員の皆さんにおかれても、いろんな機会があると思いますので、そういったところでも、是非啓発をしていただければと思います。特に市民の方からも被害を出したくないというのが一番の思いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

山田伸幸副分科会長 市民課の窓口業務のことをお伺ひしたいんですが、自衛隊から高校卒業あるいは中学校卒業者の名簿を提出してほしいという、まず依頼があったのかどうなのか。そしてまた、その提供をされたのかどうなのか。その点をお伺ひします。

古谷市民課長 提出でなくて、閲覧の依頼がありました。許可しています。

吉永美子分科会長 次の②に入りますので、職員入替えのため15分まで休憩します。11時15分です。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして、民生福祉分科会を再開します。それでは審査事業17番から審査に入ります。執行部からの説明をお願いします。

辻永障害福祉課長 審査対象事業ナンバー17、手話通訳者設置事業について説明をします。資料の70ページを御覧ください。事業概要は、市が主催する講演会等を行う際に、聴覚障がい者の方の意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等の派遣を行うとしています。対象は市民（聴覚障がい者）、手段は市が主催する講演会等で手話通訳者等を派遣する、意図は聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図るとしています。本事業の歳出の平成29年度決算額は、意思疎通支援者派遣事業委託料で28万6,682円、財源内訳である歳入の平成29年度決算額は、人権啓発活動委託費が3万5,000円。一般財源が25万1,682円、合計28万6,682円です。なお、県支出金は市民生活課所管のヒューマンフェスタ開催に係る手話通訳者等の設置経費への県支出金です。活動指標又は成果指標ですが、本事業の手段が市が主催する講演会等で手話通訳者等を派遣するとありますので、市が主催する講演会等イベントにおいて手話通訳者等を何回ぐらい派遣すればよいか、その回数を指標として上げたらよいと考え、市が主催する講演会等での手話通訳者等の派遣回数を活動指標として設定しました。成果指標についてですが、本事業の意図を、聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図るとしていますが、これに関する指標はこの手話通訳者設置事業のみの成果をもって設定するのは難しい点もありますので、成果指標は設定していません。平成29年度の目標については、各課において実施される市主催事業について各課が必要とする場合に、手話通訳者を随時設置していくもので、事前の目標の設定が難しいため、随時としています。また、平成29年度の実績は8回で、その内訳は、添付の補足資料のとおりです。なお、H29目標達成度ですが、目標設定がそぐわないため、空欄としています。課題及び改善策ですが、障害福祉課としては、各課に対し手話通訳者等設置について、チラシへの掲載を依頼するとともに、市主催事業での意思疎通支援者の派遣についての周知に努めることとしました。今後の方向性は⑤を選択しています。市主催事業において手話通訳者等を設置することは、市主催事業を聴覚障がい者等へ周知する良い機会となり、聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図るには有効な事業であると判断できますので、平成31年度以降も本事業を継続し、そのためのコストを投入していくことを、障害福祉課は判断し、⑤を選択しました。説明は以上です。では、御審議よろしく申し上げます。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様の質疑を受けたいと思います。

杉本保喜委員 手話通訳者を配置するというのは非常にいいと思うんですが、ちょっと心配なのは手話通訳者の養成です。これに市は何らかの形で関わっているのかどうかを教えてください。

大坪障害福祉課障害福祉係長 手話通訳者に関しましては、奉仕員の養成講座を毎年行っています。社会福祉協議会に委託を行っていきまして、2年でカリキュラムを完了するような形なんですけど、毎年養成講座を開催しています。

杉本保喜委員 手話通訳者が非常に高齢化しているというのも大きな問題だと聞いているんですけど、社協で養成講座に参加させていると思うんですが、参加の状況はどのように把握されているんですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 養成講座の受講者数ですが、28年度、29年度で1ターンということになるんですけど、定員30で募集したところ、受講希望が36人いました。ただ2年目は、そのまま引き続きの受講になりました、15人へと減ってはいるんですけど、開始時は36人ほど受講で開始しました。

杉本保喜委員 昨年の29年度は9月から12月の間に講座を開いているんですけど、県の聴覚障害者情報センターから募集を掛けているんですけど、これも定員が15名と結構少ないんですよ。これを県下で15名となると、市で1名か2名かのように、かなり減ってくると思うんですよ。今そういう状況であれば、もう少しこのボランティアとしてのムードを盛り上げるような方策も必要ではないかと思うんですけど、例えば、うちの市の広報にそれを載せて、知らせるというような方法もあると思うんですけど、その辺りは何か方向性としては持っているんでしょうか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 市が開催します奉仕員の養成講座につきましては市の広報等には掲載しています。県の養成講座はレベルが一個高くて、手話通訳者になります。ですから、奉仕員を持っている方が基本的に対象ということになりますので、県の手話通訳者の講座に関しましては、

手話奉仕員に個別に案内を送付しています。

大井淳一郎委員 先ほど、市が主催する講演会等での手話通訳者の派遣回数ということで、目標が随時となっているということで、理由は説明されたとおりなんですけど、予算立てするときに予算委員会的时候にも提示された資料にもあるように、ある程度何回派遣するということは想定できるので、目標自体は立てられるんじゃないかなと思うんです。ほかの事業を見ると、ここだけ目標達成度がブランクになっていることも含めて、ここだけ随時というのはいかがなものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

辻永障害福祉課長 設置希望に関しましては、事前にある程度調査をすることは可能ですので、当初30年度の予算を設定する上では一応13回というところで算定はしました。ただ、実際に障害福祉課が主催する事業であればともかく、どうしても他課が主催する場合は、それぞれ他課の都合もあって、実際に設けるか設けないかという部分もあって、最終的に結果としてできないケースも多々あるかと思います。そういった部分もあって目標を果たして設置できるのかというところで、先ほどお答えしたとおり、随時と設定しているわけです。

大井淳一郎委員 ある程度イベントというのは、毎回やられていることもありますので、むしろこういう設置事業があるんですが、イベント等で活用されてはどうかって形で、同じ市ですから対応できるのかなと思うんですよね。市以外の団体にはなかなか全て呼び掛けるというのは難しいかもしれませんが、ここもある程度目標を立てられるんじゃないかなと思うんです。予算立てすることもありますからね。いかがでしょうか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 主催事業に関しまして、どの事業に付けるかというのは庁内でまた調査をしますので、その結果をもって、また予算を立てたいと思います。

大井淳一郎委員 29年度は仕方ないと思うんですが、30年度以降はそのような形ができると思うので、ある程度目標設定していただきたいと思います。これは要望です。それから29年度の予算委員会において示されて、配置形態ということで見てみますと、全てが配置できてないんです

よね。例えば女性の日とか、連合女性会の総会、人権講座もですが、配置する予定だったにもかかわらず、お手元にあります決算委員会での資料を見ると、実績には上がってないということなんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

辻永障害福祉課長 いずれも障害福祉課以外の課が担当課ということで、なかなか難しいというお答えは頂いているんですけど、詳しい理由まではちょっと把握していません。

大井淳一郎委員 予算計上する際にある程度、こういうところに配置するというのは決めるんですよね、他課の意向を聞きながら。その辺の実態はいかがですか。29年度とか、今回の30年度を含めて。

大坪障害福祉課障害福祉係長 予算要求する段階では調査を行いまして、事業を設定しています。

大井淳一郎委員 それであれば目標を立てられて、当然、都合でできない、配置しない場合もあるかもしれませんが、ある程度は想定できるので、やっていただきたいんですが、逆に29年度予算では上がっていなかった事業で、希望もないけど、実績を見ると障害福祉課なんですが、意思疎通支援事業説明会には設置しているということで、このようなことも一応予算内だから、やることはいいんですよ。それは大丈夫なんですよ。つまり予算時に想定されてなかった事業に対して、実績を見ると、設置しているけれども、それでも大丈夫なのかということですよ。

大坪障害福祉課障害福祉係長 予算要求時におきましては手話と要約筆記者両方付けて、1回の単価をマックスで算定していますので、1回1回が若干余裕はあります。他課から希望がありましたら、なるべく付けていく方向で、予算の中でやりくりしていきます。

松尾数則委員 確かめておきたいんですが、いろいろ手話通訳の講習会も開かれています。そして、講習会を終了証というか、あなたは明日からデビューしてもいいですよとか、そういうものはあるんですか。専門性があるんじゃないかと思うんですが。

大坪障害福祉課障害福祉係長 先ほど申し上げました手話奉仕員養成講座を2年間通算して受けられた方には、修了証が発行されます。修了証が発行された方の中で、こういった派遣事業に参加したいという方を登録して、お願いしているところです。

辻永障害福祉課長 先ほど大井委員から指摘のありました随時に関しましては、今年度以降、来年度の予算計上に向けて庁内他課の状況を、主催事業を調査する中で、目標として設定することも含めて検討したいと考えています。

山田伸幸副分科会長 実際に手話通訳をできる方というのはどの程度いるんですか。また登録者はどの程度いるんですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 平成30年4月1日現在ですが、手話に関する登録者が30人、要約筆記に関する登録者が11人となっています。

吉永美子分科会長 1回の行事に手話通訳者って何名派遣ですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 派遣人数ですが、それぞれ違うんですけど、大体2名から3名の派遣になります。要約筆記に関しましては四、五名必要ということになっています。

吉永美子分科会長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この事業についての質疑を打ち切ります。事業ナンバー18番、保育所支援事業です。

川崎子育て支援課長 それでは72ページ、私立保育所整備助成事業について説明します。この事業は、市内の私立保育所が施設の整備や大規模改修を行う場合に、経費の一部を補助することで、保育所の健全な経営に寄与するとともに、保育環境を整え、安全な保育を行えることを目的とする事業です。平成29年度は、石井手保育園の床の改修工事に対して補助金を交付しました。次の73ページを御覧ください。石井手保育園の施設図面を掲載しています。床の改修を行ったのは、図面のうち、点線で示している保育室4部屋と遊戯室、事務室です。改修の理由としては、改修前の床は、軟らかいヒノキを使用していたため、机や椅子などの摩

擦により疲弊し、園児は日常、はだしで過ごしているため、床にできたささくれが足に刺さるなど危険な状況でした。数年前に施設がコーティングを施したようですが、再びひび割れており、園児の安全な保育環境を整えるため、抜本的な改修が必要であり、このたび丈夫な材質の床に改修を行ったものです。このページの一番下に記載していますが、この整備に係る総事業費は702万円で、これには保育所等整備交付金を活用し、負担割合は、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1です。72ページの評価シートにお戻りください。支出内訳の欄を御覧ください。保育所施設整備費補助金として、事業費のうち国と市の負担分を合わせた事業費4分の3となる526万5,000円を、保育園へ交付しました。活動指標は整備完了施設数としており、29年度は目標1か所に対し、実績は1で達成率は100%です。この事業は、私立保育所等が施設整備を行う場合に事業を実施するもので、定期的に私立保育所等に対して、今後の整備要望調査を行っています。今年度は実施予定はありませんが、今後も必要に応じて事業を実施していきます。今後の方向性ですが、この事業は保育所の健全運営及び適切な保育環境の整備を目的としている有効な事業であるため、コスト・成果とも維持すべき事業として⑤としています。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 整備事業なんですが、この29年度においては石井手保育園以外には整備の要請はなかったということでしょうか。

川崎子育て支援課長 ほかにはありませんでした。

大井淳一郎委員 今後、各私立保育園も施設によっては老朽化が進んでいるので、競合する場合があると思うんですよ。事業者が4分の1負担するとはいえ、市も4分の1負担するので、競合した場合の取扱いです。この辺はどうなるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 この事業は、できるだけ補助金、交付金等を活用して実施したいと思っておりますが、特に1市町1か所という規定はありませんので、要望がありましたら、実施に向けて努力をしていきたいと思っております。

います。

杉本保喜委員 このたびヒノキの床でささくれが出たということなんですが、これどれぐらい使った後にそういう現状が発生したんですか。ここに平成19年に建築と書いているんですけど、19年から今に至ってこういう状況と解釈していいんですかね。

野田子育て支援課保育係長 おっしゃるとおり19年に建築しまして、それ以降の使用によって、ここ近年ささくれが出てきた状態です。

杉本保喜委員 今回、修理をしたということなんですが、床はどのような部材を使われたんでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 木材としてはナラになります。

矢田松夫委員 定員が120名ですが、現在定員は何名ですか。

野田子育て支援課保育係長 定員が120名で、8月1日現在111名入所しています。

矢田松夫委員 これによって、建築効果は期待されるんかね。例えば、定員に近づくとか、新しくなったから行こうとか、そういう効果がないとね、ただ単なるけがだけではなくて。

川崎子育て支援課長 これによって入所希望が増えるかとかいうその辺り、すぐさま反映するかは計り知れないところですが、入園児の安全な保育環境の整備というところで大変効果はあると思っています。

恒松恵子委員 市の助成ということですが、修繕する業者は市内業者とか、そういう制限は設けていますか。

川崎子育て支援課長 これは事業者の発注工事にはなりますが、その辺りはなるべく市で、そういったことを優先していただくようなお話はしています。

恒松恵子委員 今回の発注は、市内業者だったか市外の業者だったか把握はしていますか。

川崎子育て支援課長 市内業者です。

山田伸幸副分科会長 ささくれだっていったら大変危ないので心配なんですけど、この必要とする理由の説明の中で、その都度病院に連れて行く事例が起こっていると書かれていますが、何人何回行ったんでしょうか。

川崎子育て支援課長 具体的な件数までは把握していません。園からはこういった理由でという報告を受けていますが、重大な事故になっているわけではありません。

矢田松夫委員 石井手保育園は事業をするに当たっているいろいろ考えられたと思うんですね。その考えられた大きな要因に、近くに新しい保育所が、市立の保育所ができたらどうしようかという判断も今回含まれて、そういう判断はなかったと。なかったというのは近くに保育所が建たないような状況で、こういう工事に踏み切ったということも考えられるという要因はあったんですかね。

川崎子育て支援課長 公立保育所の再編計画の中で、小野田地区の公立保育所の移転場所について、石井手保育園に今よりも近づくという点で、保育園からいろいろ御意見を頂いているところです。これについては、たとえばそういうふうな場所に移転をしたとしても、市としては、私立保育園の圧迫はしないということで明言をしてくれていますので、それを御理解いただいての改修であると理解しています。

山田伸幸副分科会長 ほかの保育所で、こういった園児に危害が加わるおそれのあるような、そういう調査というのはされているんでしょうか。

川崎子育て支援課長 そういったことも含めて、先ほど説明しましたように定期的に各施設に整備の必要性があるかないかという調査を行っています。

山田伸幸副分科会長 その結果はどうだったんでしょうか。

川崎子育て支援課長 今年度も8月に調査を実施していきまして、今後の改修を計画予定されている保育園はありますかという調査をしましたところ、このたびはなしという回答でした。

吉永美子分科会長 事業の19に移ります。執行部の説明をお願いします。

別府子育て支援課課長補佐 審査事業の19①②について説明します。資料の74ページを御覧ください。子育て総合支援センター「スマイルキッズ」は、子育てに関する相談助言、情報提供、交流促進等の子育て支援を、妊娠期から継続的に行い、子育て世代の不安や負担感を緩和し、配慮が必要な児童の援護を適切に行い、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として整備した施設です。子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援をワンストップで受けることができる施設として、子育てに関する六つの事業を集約して実施しています。具体的には、地域子育て支援拠点事業、子育てコンシェルジュ事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て世代包括支援センター（ココシエ）事業、母子保健事業、家庭児童相談事業の六つの事業です。平成29年度に行った具体的な事業についてですが、もともと労働基準監督署として使われていた施設を、子育て支援施設として必要な機能を提供できるための改修を行いました。

なお、事務事業評価は、整備事業と駐車場整備事業を別の事業として作成していますが、二つの事業は関連がありますので、事業の説明をまとめさせていただきたいと思っております。整備の主な内容として資料76、77ページにまとめています。エレベーターの設置、プレイスペースとキッズキッチンの床の張り替え、間接照明を使用したLEDライトの設置、幼児用トイレや誰でもトイレなど多様なトイレの設置、キッズキッチンの整備、研修室の整備、屋外階段の設置、看板の設置、それから、資料にはありませんが、隣接する土地を駐車場として使用するための整備等を行いました。

事業費の内訳については、資料78ページを御覧ください。金額が大きいものとして、工事請負費のうち駐車場整備費が123万9,840円、イントラネット整備工事費が238万6,800円、看板設置工事費が185万円、建築工事費が5,277万9,600円、電気設備工事費が997万9,200円、機械設備費が808万9,200円、備品購入費のうち大型遊具等の庁用器具費が503万2,616円ほかと

なっており、平成29年度の事業費の合計は8,597万2,023円です。その財源については、資料74、75ページを御覧ください。申し上げる金額は、子育て総合支援センター整備事業と駐車場整備事業の合計額です。国庫支出金、県支出金（子ども・子育て支援交付金）がそれぞれ79万5,000円、地方債が7,060万円、その他の項目として、寄附金と企業版ふるさと納税の合計250万円、残りの一般財源が1,128万2,023円となっています。

事業の指標についてですが、平成29年度中に改修工事を完了させ、平成30年4月1日のオープンを予定して整備を進めてきましたので、その目標が達成できたという意味で100%の達成度としています。平成30年4月の供用開始という目標を達成することができましたので、今後は、少しでも多くの子育て世代の方にこの施設を利用していただくことができるように、施設運営を行ってまいります。

吉永美子分科会長 説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 事務事業評価シートを見ると、整備完了したので目標達成度は100%、今後の方向性は完了したのでチェックなしということですが、29年度予算時において提出された事務事業調書によると、今後の供用開始後も視野に入れた形で事務事業調書がされているんですよ。ですから、急にそのときの活動指標が施設利用者数だったのに対して、今回は事業の進捗状況に変わっているんですが、そんなことはできるんでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 この事務事業評価シートについては整備事業ということで評価をしています。実際に平成30年度においても事務事業調書等は当然作ってしまして、これは子育て総合支援センター管理運営事業ということで事業調書を作っています。成果指標については利用者数等を設定しています。一応この事務事業調書については整備事業が完了したという意味で、一旦整備が終わったということで、取組終了と評価をしています。

大井淳一郎委員 それでは確認ですが、29年度予算時には、供用開始後も含めた形で、子育て総合支援センター整備事業としていたけれども、今言われるような説明によると、30年度はもう供用開始後の事業とし

て、事務事業調書が立てられ、今後はその事務事業調書に従った評価シートが来年の決算委員会で上がってくるということでよろしいでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 おっしゃるとおりです。来年度については管理運営事業ということで事業評価して、また審査をしていただければと思います。

山田伸幸副分科会長 供用開始後のことを聞くのもどうかなと思ったんですけど、実際に、大々的にオープニングイベントもされて以降、利用状況が分かるところまででいいので簡単に説明してください。

別府子育て支援課課長補佐 7月末までの集計ですが、これは地域子育て支援拠点事業、主にプレイスペースとかキッズキッチンの利用者数ですが、4月から7月までの4か月間、実際にプレイスペースが供用開始したのは4月の中旬でしたが、3.5か月間で5,804名の方の利用がありました。

山田伸幸副分科会長 県内初の総合的な支援センターということなんですけど、他自治体から、これを見たいという申出というのはないんでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 7月の話でしたが宇部市の方が視察に来たいということで、実際に来られています。

山田伸幸副分科会長 供用開始された後、使い勝手の問題で、これはこういうふうにしたほうがよかったというのは何かお聞きになっていないでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 供用開始後、利用者の方にアンケートを取っていきまして、その意見も今後の施設運営に反映していきたいと思っておりますが、具体的にここをこうしてほしいというような意見の集約までは現在していません。

山田伸幸副分科会長 議会の報告会で6月分をやったときに言われたのが、相談に行きたいときに、どうしても中を通っていかなくちゃいけない。や

はり、できるだけ顔も見られずに、そういう相談に行きたいという要望が出されたんですが、残念ながら現地を見ると、どうしても玄関から入って、プレースペースを通過して、相談業務しているところまで行かなくちゃいけないということなんですが、そういった要望には応えられるでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 あそこの施設は裏口もあるのはあるんですが、通常、職員しか余り使わないと思います。事前にそういう御要望を頂ければ、例えば裏口の紹介もできますでしょうし、相談室は2階にもありますので、プレースペースを通過するというのがどうしても抵抗のある方については、事前に御連絡を頂くことで、そういう対応ができようかと思えます。

山田伸幸副分科会長 駅のすぐ横ということで、駅からなかなかせつかくの施設が見えない状況がありますよね、立木があって。そういった意見も市民の方からあったんですが、これについては市としては何もできないんでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 JRの土地と市の土地の境界にフェンスが立っていますので、境界よりスマイルキッズ側の土地に立っている木については伐採することもできます。実際にこの夏も職員が行って、伐採をしていますが、JR側に立っている木については、勝手に切るということではできませんので、その辺の敷地の境界によって対応の仕方というのは異なってくるかと思えます。

吉永美子分科会長 内覧会があったときに、岩本部長には申し上げたと思うんですが、奥の授乳するところ、一生懸命職員の方が削って、黒いところをきれいにしているところ、そこは市民が来ないところだったらいけれど、もろ入られて、授乳のあれを作られる台所みたいな、そのところの壁のところ、頑張って消してあの状態で、それでやっぱりこの壁って大事だから、やっぱり雰囲気作りという部分では、これじゃいけないんじゃないのかという話をしたと思うんです。おいおいだというような雑談でしたけれども、その後、私見に行ったら、職員の方が苦肉の策で、その上に貼っていたんですよ。だからなぜね、改修するときにきちんとされないのか、後ですることは逆にお金が掛かる、この行政

のやり方というのは、私は大変疑問を持っています。やっぱりイメージ、あそこは元労働基準監督署でしたから、もろ事務所って感じだったのを、子どもたちと一緒に親が来るということは物すごいイメージをがらっと変えてあげることがとても大事ですけれども、授乳をするところの壁が汚いとか、何でこういうところにそんなに大きく工事費が変わるわけないのに、そういったところをきちんとできないというのは、やはり行政としては考えていくべきじゃないかなと思うんですけども、その後、何か検討していただけたか、やっぱりイメージはきちっと作ってほしいと思っていますが、部長どうですか。

岩本福祉部長　ただいま御指摘いただきましたけど、本当にセンターにつきましてはイメージが大切でして、来ていただく方が和んでいただく、安心していただける施設でなければならない。そのためにも見掛けが大切になると思っています、そういう意味でも、実際改修工事の中でそれができなかったという点は、本当に反省しなくてはいけないと思っていますところです。今後につきましては、職員のほうで足りてない部分は、手作業、手作りですけども、カバーしてやっていくということで今頑張っているところです。その中で来ていただいた方に、本当に安心していただける、楽しんでいただける施設に少しずつ作っていきたいと思っていますところです。

吉永美子分科会長　できてしまっていることはしょうがないですけども、これは今後の教訓としてほしいなとすごく思いました。きちんと改修するならば、そのときに何でしないのかなってとても思ったんですよ。だから、上は相談室だからある程度でしょうけども、建物自体はきれいですので、2階は相談室があったりとかしますけど、何かやっぱり子どもと和むという雰囲気の壁ってすごく大事だなって改めて。階段上がっていくところは空の感じですごく良かったから、ルンルンって上がっていったら、がくってなりましたので、やはり今後の教訓にしてほしいなってすごく思いました。その点はよろしくお願いします。

矢田松夫委員　19の②ですが、駐車場の整備をされたんです。一番下に仮設駐車場と書いてあるけど、やっぱり仮設駐車場だから舗装しなかったかなと思うんですが、将来的に何か事業計画があるかどうかなのか、それをお聞きします。

別府子育て支援課課長補佐 御承知のとおり平成29年1月に策定公表しました公立保育所再編基本計画の中で、日の出保育園の建て替えについて、小野田駅北側の市有地周辺ということで、この辺りを想定しているんですが、当初そういう事業計画がありました。その兼ね合いもあって、駐車場については仮設の駐車場ということで整備をしたところです。

大井淳一郎委員 このたびの整備事業というのは、子育ての拠点を作るという意味もあるんですけども、手法として、いわゆる旧労働基準監督署を活用したということも一つ意味があると思っています。統廃合等によって使われなくなった国や県の施設を、まだ使えるものをどうやって使っていくか。先ほど空き家の利活用について審査したんですが、そういった意味もあると思うんですよ。今後、こういった統廃合されて使われなくなった国や県の施設をどのように活用していくかということを考えたときに、この事業だけにとどまってほしくない。例えば、ハローワークとかありますよね、小野田校区にあります。ああいった施設の活用も視野に広げていくべきではないかなと思うんですが、これについて、お答えいただきたいんですが。

別府子育て支援課課長補佐 この施設は旧労働基準監督署、平成12年に建築されたものをこのたび市が買い受けたというものでして、実際の購入価格も6,500万円。これぐらいの規模の建物、立派な建物が6,500万円で購入できるということは、本当に安い買い物じゃないかと思います。施設が古くなって、リノベーションとかいろいろ言われている中で、一つの良い取組という御意見だと思いますので、その点についてはそうかと思いますが、実際に既存の用途、目的が違う労働基準監督署として建った建物を、子育て支援施設に改修するという中で、私の前任者は相当な苦労もしたと思っています。外に階段も付れたり、いろんな改修もあったように感じていますので、これはこれで一つの良い取組事例と捉えることができるんじゃないかと考えています。

吉永美子分科会長 それでは、午前中の分科会を閉じたいと思います。午後は13時からですが、お手元の審査日程表にありますように、③の4款衛生費の部分から入ってまいりますので、よろしくお願ひします。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 再開

吉永美子分科会長 それでは、休憩を解きまして、民生福祉分科会を再開します。午前中申し上げましたが、審査番号③の審査事業 16 番から審査しますので、執行部の説明をお願いします。

木村環境課長 審査番号 16 番の新火葬場建設事業について説明します。この事業につきましても概要ですが、昭和 55 年に建設された小野田・山陽両斎場とも築 30 年以上が経過をしまして、施設の老朽化が著しい状況です。これを受けまして、二つの斎場を一つに統合して現山陽斎場側に建て替え、より効率的な運営を図るというものであり、平成 31 年の 7 月供用開始に向けて事業を進めているところです。進捗状況についてですが、主なものとしまして、27 年度が用地購入、28 年度が造成工事、そして、この 29 年度につきましても本格的に建築主体工事をはじめ、機械設備、電気設備、火葬炉設置工事が同時に始まっている状況です。

次に、支出の内訳ですが、平成 29 年度の主な支出です。工事請負費 3 億 7,958 万 6,000 円です。この内訳としましては、建築主体工事が 2 億 6,650 万円、機械設備が 470 万円、電気設備が 6,560 万円、それと、雨水排水の仮埋設工事が 48 万 6,000 円となっています。続きまして、委託料 1,026 万 2,000 円につきましても、工事監理業務の委託の 740 万円と污水管調査設計委託料、いわゆる下水道の関係ですが、286 万 2,000 円です。消耗品は飛ばしまして、次の工事請負費繰越分です。この 5,612 万 3,360 円は、平成 28 年度からの造成工事に係る繰越分です。こちらの繰越理由としましては、造成をするに当たりまして、予想以上に、その場所のところは非常に硬い岩質が出たということで、一部時間を要したということがありますので、それで少し遅れたというものです。次に財源につきましても合併特例債と一般財源です。御理解願います。

そして活動指標又は成果指標ですが、平成 29 年度は先ほど言いましたとおり、建築工事等が本格的にスタートしています。今のところ昨年度においても、順調に進んでいるという報告を受けていますので、計画どおりとしました。よって目標達成度につきましても 100% 以上の A

という形にしています。そして最後に、表の右下ですが、今後の方向性、成果の方向性につきましては、施策や成果指標等を踏まえて、本事業が有効であると判断し、コストと成果を維持して事業を実施するというところで、⑤番のところにチェックを入れています。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様の質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 29年度で決算額見ますと工事請負費繰越分とあるんですが、これは、29年度に完成しなかったという意味なのか、28年度分をやったという意味なのか。

木村環境課長 平成28年度で終わるところのものが、29年度に一部ずれ込んでしまったというものです。

大井淳一郎委員 今回29年度なんで仕方ないんですが、28年度100%ではないですね。今回29年度なんで、その辺はいかがですか。

木村環境課長 28年度につきましては、造成工事に着手をしまして、そこまでは順調に進んでいるということで、一部回りましたけども、基本的には、着工していくということにおいてはできたものということで、このようにしています。

大井淳一郎委員 苦しい答弁なんですけど、それは分かりました。目標達成度Aということはいいんですが、課題及び改善策は空欄なんですけど、何も書かないのはなぜでしょうか。

木村環境課長 こちらは29年度においても、工事着工という形で、これも比較的順調に進んできている状況です。いろいろな小さなことを上げていけばと思ったんですが、29年度につきましては御覧のとおり、本当の工事の着工を進めていくという形のもので、ほとんどでしたので、特にこちらには記載をしなかったということです。

大井淳一郎委員 細かいことばかりで申し訳ありませんが、ほかの事業と違っ

て、この事業は評価シートだけなんです。ほかの事業は結構詳細な説明資料があります。私たちの分科会では所管事務調査も含めて詳細な資料を示していただいているんですが、これ、一応ほかの議員も見て、ちゃんと議案審査の参考にするので、その辺の資料はできるだけ付けていただきたいんですが、今後の課題としてお願いしたいんですが。

木村環境課長 大変申し訳ありません。確かにおっしゃるとおりで今の工事の請負の詳細の関係とか、委託料についても振り分けで書いたもの、せめてそれだけでも資料で付ければよかったです、そのところが抜けていまして、大変申し訳ないと思います。30年度の評価をする際には、そのところは重々気を付けていきたいと思います。

矢田松夫委員 私も課題及び改善策がなぜ白塗りなのかと聞こうと思ったんですが、今の回答が小さなことを書いてもしようがないと、そういう言い方なんです、そういうことではいけないと思うんですが、今まで民福の中でいろいろ要望を出してきたことが、本当に実際この中で実施されているか、そういうことも多く課題が残ったわけですが、特に付近の住民の方はいまだに反対をされているし、執行部は、逆にもうたった二人だからほかっておけという対応で今まで来られたんですが、それも小さなことでしょうか。市民が困っている建物を建てて、それをほかっておけ、小さなことだけじゃ済まさんと思うんですが、どうなんですかね、そういう状況については。

木村環境課長 大変申し訳ありません。私どもが建設のことばかりでと考えていたところは正直なところ。今言われますとおり、住民の承諾をもらうとかいうものが確かに残っていますので、そちらも記入すべきであったなと思っています。大変申し訳ありませんでした。

矢田松夫委員 引き続き努力をするというぐらい、ここに2行ぐらい書けば、少しはいいんですが、それとか、今度は市に一つの火葬場になるわけですが、恐らく船木や有帆のほうから霊きゅう車等来るんですが、カーブのところで一番危ないということについては、引き続き検討になっていますが、進入路をどういうふうに改善していくのか。そういうことも少し書いていただいて、工事が済んだら終わりというだけの審査にしたいんですが、どうなんですか。いろいろ今まで課題があったでしょう、

民福で言った。

木村環境課長 完成した場合の進入路、確かに過去からもいろいろと問題になっていたところですが、決して検討してないというわけではないんですけども、30年度におきましても、このたび警察にも、また再度お伺いをしまして、危険を予知するがためにどうしたらいいだろうかというお話もしたところですが、ただ、そののところにしましては、ちょうどカーブがあり、ガードレール等々がありますので、そちらの隅に生えている草とか木が大きく伸びるほうが危ないであろうということです。そういった内容を、何かしらそういう進入路の関係とか、先ほどの承諾の関係とかということで、おっしゃるとおり、その辺のところの検討をして、引き続き努力しますということで入れておけばよかったなと素直に思うところです。申し訳ありませんが、それで御理解をお願いします。

山田伸幸副分科会長 現在の火葬場は斎場となっていたんですが、これは火葬場になるんですか。

木村環境課長 環境課としましては、名称につきましては山陽小野田斎場ということで決定しようかなという予定です。この斎場という言葉が、いろんな細かいことを上げていきますと、火葬場というものが本当に火葬だけのところだというような話にもなりますし、いわゆる式が行えるところを含んでおかないと斎場とはいわないというような意見もあるんですが、ただ、これも全国的に私どももいろいろ調べてみたんですが、これは、はっきり言ってどっちがどっちというようなものではないというのもあります。そうはいいまして確かに葬式をそこで挙げるというものはありませんけども、このたび造る斎場には、地域の習慣もありまして、個室、共用ホールというのがあります。地域によってはそういった個室も要らないよというようなところも確かにありますけれども、そういったところでも斎場という名前が付いているところとかも多々あります。いろいろと今検討しているところですが、そういった理由もありまして、斎場という形のほうが、火葬という言葉は残さないほうがいいのかなど。もっと言いますと、いわゆる火葬場というのが社会の公共秩序を維持するための公用の施設と思っています。住民のための福祉の増進を目的としますよという公共施設というようなものではなくて、公用施設というような形で、複合施設にも名前が付かなかったような形で、斎場として

もそのまま山陽小野田斎場という形だけにとどめたほうがいいのではないかという考えです。

山田伸幸副分科会長 名称もそうなんですけど、私も実は経験があるんですけど、貧困家庭の方の火葬をするときに、火葬炉に入る前に近親者とお坊さんに来ていただいて、葬儀的なことをした経験があるんですが、そういったことは今後でもできると判断してよろしいでしょうか。

木村環境課長 それぞれの家庭の事情もあろうかと思えます。先ほど言いましたとおり地域での習慣といったものもありまして、葬祭を取り扱う業者等がありまして、そういった家庭につきましても最近はかなり配慮されていまして、家族葬というものを遺体を安置している状況のときに行うというようなことで対応しているところもあります。また、もし仮にそれができないということで、この新しい斎場にそういった方の、最終的にはどちらかの業者を利用しまして霊きゅう車で遺体が搬送されてくるとなろうかと思えます。新斎場につきましては、告別室と収骨室が一体のような形になっています。ですから、そちらの家庭で、その時間に併せて、最終的な供養を行うということであれば、決してそれをいけないということは言えませんので、告別収骨室のところで、しっかりとそういったものをしていただくということは可能であると思っています。

吉永美子分科会長 昨年の7月10日に前委員会の中で、新火葬場建設に関わる所管事務調査を行って、質疑のやり取りをしています。確認をしたいと思えます。ガラスの取り入れについてですが、先日、今の委員会で建設現場を見たときに、ガラスについては、はめ込んでいくということでしたが、具体的にエントランスのところは何個はめてとか、来られた市民がガラスをぱっと感じる、山陽小野田は現代ガラスのまちですので、それをきちっと感じるような取組になっていますか。要は建物に張り付けるのではなくて、そのときの話として、作品を取り付けていくというイメージだという回答が出ているんですが。

木村環境課長 ガラスアートのことですけれども、これも過去からのいろいろな要望もありまして、取り入れるという形にしています。場所は玄関入りましてエントランスホール、かなり広い場所の壁面のところになります。これにつきまして、今言われましたとおりに取り付けるような形とい

うことですが、当然、建築主体の大きな建物のところに、どうしてもガラスアートですから、取り付けるというようなイメージにどうしてもなることだけは御理解願いたいと思います。高さも人目の高さのところに合わすような形で、長いエントランスを利用して、しっかりとそのガラス細工といいますか、そういった作品を感じ取れるようなデザインにさせていただくことを、お約束としてお願いをしているところです。ただ、デザインにつきましては、デザイナーにお任せをしています。ただ、市としても、この高さで、大体こういう長さぐらいでお願いしたいという意思是しっかりと伝えていますので、立派なガラスアートになるのではないかなと思っています。

吉永美子分科会長　だから正面玄関から入ったら、ガラスをイメージさせるという雰囲気にはきちんとできるということですね。それともう一つが、長時間おられて、今、高齢化も進んでいますが、トイレについては洗浄器付きでしょうかという質疑があったときに、洗浄器付きを考えているという答弁が入っていますが、間違いありませんね。

木村環境課長　先般、現地確認に来られたときにお答えができなかったんですが、最終的に確認をしまして、いわゆるウォシュレットが付いているような形であるということです。

吉永美子分科会長　全てがですね。

木村環境課長　一部和式のトイレがあります、それは除きます。

吉永美子分科会長　和式以外は全て洗浄器付きになっているということですね。それとガラスがある程度の幅ごとに枠、いわゆるサッシを入れていくわけですが、その色はどうなんだろうと言ったときに、確認をしたいという答弁が入っています。目立つものになってしまっているのかということなんですが、その辺はいかがですか。ガラスのサッシです。

木村環境課長　これにつきましては前面がかなり大きなガラスになります。そのサッシにつきましてはシルバー色になっています。ガラス面が非常に大きいので、そこの枠が逆に目立ち過ぎるのではないかなというような話もあったかと思いますが、そんなに大きくそのサッシだけが、枠が目立

つというようなこともないと思っています。そういったガラスアートにも、すごく邪魔になるようなイメージはないと思っています。

吉永美子分科会長 外壁ですが、暗い色ではなく明るい色で考えたいということで、行ったときにも白っぽいイメージだったんですが、汚れが付かない材質という点はいかがですか。汚れが付きにくいというか、目立たないようにするという点のこと。

木村環境課長 業者いわく、当然そんなに汚れませんという回答にはなるのかと思います。色もどちらかといえば、白にも見えますし、薄い水色といえますかネズミ色が入ったようにも見えますし、日が当たればアイボリーのような色にも変わるような、凹凸のある壁面となっていますので、汚れというのは大きく目立たないのではないかと考えています。

吉永美子分科会長 それから池の中で生きているコイについては、命をきちんとするという点でよろしいですね。

湯浅環境課課長補佐 それはもうきちっと受取先も協議していますので、大丈夫です。

吉永美子分科会長 新火葬場の名称公募について、スケジュールはどうかというのを聞いたときに、公募については現在協議中だと、公募するとなればスケジュールを考えたいということがあったんですが、現在協議中だったというのが今年の7月です。それからどのように協議をされて現在に至っているのか、お知らせください。

木村環境課長 これもちょっと先ほどお答えするような形になりましたが、以前から名称を付けられますかという話で、できましたらということでお答えは確かにしていました。それで今年の7月に協議をしていきますということではあったんですが、先ほどのような理由で、火葬場が何となくイメージとして、市民に何度も利用して親しんでいただくというような施設ではないということもありますので、その辺も踏まえまして、愛称といったものを付けないほうがいいのかというようなことで、環境課の中で協議をしまして、一応そういう形でいこうかなと思っています。

吉永美子分科会長 中で全てを終わらせるような斎場もあつたりしてはいますけれども、火葬されて、それで出て行かれる中で、火葬場だったり斎場だったりとかではなくて、ちゃんと名前を付けているところあるじゃないですか。その辺については協議されなかったんですか。これまで何回も取り上げてきた各務原市もそうなっていますが、その点は協議されなかったんですか。やっぱりイメージというのがありますよね。やはり優しいイメージというか、厳かなイメージ、それはすごく大事だと思うんですけど、その辺については今の答弁はちょっと不足しているように感じましたが、どうだったんでしょうか。火葬場にするか斎場にするかどちらかを協議しただけとしか聞こえなかったんですけれども、公募してほしいと申し上げた理由は、やはりこのようにすばらしいものを山陽小野田市、これまで本当に古かったけど造ったんですということを市民に知らせる意味でも、やはり、名前を公募していくことが大事ではないかという思いで言ったつもりだったんですけども、その点、今のはちょっとお答えが、火葬場にするか斎場にするかというのをどうするかとしか聞こえなかったんですけども、全国的にはそういう名前じゃないというところはたくさんあるでしょ。そこは全然協議されなかったんですか。前は視察まで行かれたりしているんじゃないですか、大分とか。そこは火葬場だったんですか斎場だったんですか。よそを視察された上で、ネーミングの付け方というのは、どう協議されたのかお知らせください。

木村環境課長 確かに近隣も含めまして何箇所かそういったところの視察をしました。名称のことも、全く協議してないというわけではなくて、確かに何々の苑とか、いろんな名前が付いているところがあります。その担当者に正直いろいろお聞きしているものの中に、回答になるかどうか分かりませんが、そういった愛称や名称が付いていても、結局のところは市民なり、住民の方というのはどこそこの斎場というような形で言われているというようなこともありました。ですから、それがためにというわけではないんですけども、その場所にあります厚狭地区の方とかも、今もずっと斎場、斎場というような形で言われています。名称につきましては先ほど言いましたとおり、そういった公用施設というような形で、ほかの施設とはニュアンスが違うからということで、その辺も含んで、そのところは付けないという形でいこうかなという状況です。

吉永美子分科会長 迷惑施設だという今までのイメージをやはりきちんと払拭させてほしいという思いを持っているわけですね。とにかくすばらしいものになれば、近所の方とかでも決して嫌な思いはされないはずですよ。やっぱり誰でもが通る道であって、ある面本当に大切な場所でもありますので、その辺ってとても大事だと思っていますので、強く言わせていただきました。ほかの委員からはよろしいですか。この前も視察にも行っていますが、その点も含めてもしあれば、せっかくの機会だと思ったんですけど、よろしいですか。

矢田松夫委員 今のネーミングの関係ですが、これと関連して、周りに立ち木があって、暗いイメージがあるということで、せめて木を切ってくれ、あるいはその名前を変えてくれという、暗いイメージを払拭するために、委員会でいろいろ意見を出したんですが、名前も駄目、木も切らない、暗いままでいいということで、このまま進むということでいいんですか。

木村環境課長 決してそういうことはありません。これに至るまでいろいろと御意見がありますし、また立ち木につきましても、周りから見えたほうがいい、見えないほうがいい。本当に様々な意見をたくさん頂いたところです。建設途中の段階で、今ちょうど夏場ということもありますので、青々としているところがあります。多少暗いというような形もありましようが、冬になりますと少し今度は葉が落ちまして、逆に今度は見え過ぎじゃないかというようなことにも、ひょっとしたらなるかもしれません。ただ、そういったところで、ネーミングにしても立ち木にしても、何もない暗いままでということもあるかもしれないですけども、できましたら、今の新火葬場の建築物の全体、そして今のようなガラスアートのもの、ほかには絶対にならないような火葬場というものを目指していますので、そちらの建物で多少暗いイメージの火葬場というものを払拭していきたい、そういう建物になるようにしていきたいと思っています。御理解をお願いします。

吉永美子分科会長 それでは、16番を終わりにして、事業ナンバーの22を審査します。

尾山健康増進課長 それでは審査番号22番について説明します。資料の88ページをお開きください。急患診療事業、決算総額3,810万1,413

円について説明します。この事業は、病院が開いていない時間帯において一次救急の需要を賄うとともに、二次救急勤務医の負担軽減を図るために実施するものです。小野田保健センター内に急患診療所を設置し、休日の9時から17時は小児科、平日夜間19時から22時30分には内科の軽症救急患者に対して、一次救急診療を行うものです。次に、予算の執行についてです。歳出総額3,810万1,413円のうち、主なものは、急患診療委託料3,305万5,671円です。ほかには医薬材料費403万5,980円、設備保守委託料51万8,400円、保険料10万5,400円、その他38万5,962円となっています。その他の主なものは備品購入費や通信運搬費、消耗品費等です。歳出に係る歳入は診察料が3,167万5,950円、一般財源が642万5,463円です。次に、活動指標又は成果指標です。救急体制の充実という意図を数値で計ることが難しいため、活動指標のみを上げています。活動指標は診察日数と1日平均受診者数です。診察日数は、目標及び実績とも314日、休日小児科の1日平均受診者数は、25名の目標に対し、25.8人、平日夜間内科の1日平均受診者数は、5名の目標に対し3.6人です。1日平均受診者数の目標値に対する達成率は、休日小児科で103.2%、平日夜間の内科で72%でした。平成29年度の目標達成度につきましては、活動目標の三つの達成率の平均が91.7%であることから、達成率Bとしました。次に、課題及び改善策です。具合の悪い方が増えること自体が良いわけではありませぬので、この達成率に関する評価は難しいところですが、ここでの課題は急患診療所のことを知らずに、他の病院へウオークインされる患者等がいることが、急患診療所の患者数が伸びないことにつながっている可能性もあるかもしれないことだと考えています。一次救急が必要な患者が、急患診療所の利用に結び付くように、また、一次救急体制を知ってもらうことで、市民に安心していただくためにも、更に周知をしていく必要があると考えています。最後に、本事業の今後の方向性についてです。急患診療所は病院や診療所が閉まっている時間帯の一次救急に対応するための施設であり、また、その中から隠れた重篤患者をトリアージし、二次救急につなげる重要な役割も担っていることから必要な事業と判断しています。また、総合計画の基本施策「地域医療体制の充実」を進めていく上でも有効な事業であると判断し、コストや成果も維持しながら継続して事業を実施したいと考え、⑤としました。御審議のほどよろしく願います。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 設備保守委託料は定額なんですけれども、具体的な内容、以前も答弁したと思いますが、再度お願いします。

尾山健康増進課長 この設備保守委託料につきましては、急患診療所の医事会計システムの保守委託料となります。

大井淳一郎委員 こうした中で、急患診療所の設備等、医師の中には設備が不十分だという声があるのか、それに向けて取り組んでいかれると思いますが、それは随時きちんに対応されているということでしょうか。

尾山健康増進課長 平成30年度、私が着任してから急患診療所の設備について、医師から御意見を頂いたことはありません。ただ、今までに、レントゲン等の機材をという話が出ていたのは耳にしていますが、その辺りは労災病院、市民病院と協力体制を取りながらやっていると聞いています。

大井淳一郎委員 レントゲンもそうなんですけど、ほかにも何か機材とかでちょっとこうしてほしいということはないですかね。今年度はない、今のところはなしということかもしれないけど。以前あったんじゃないですか。それに対して対応されたのかについて。

尾山健康増進課長 以前あったとしたら、先ほど補正で上げました分包機、こちらのほうは聞いています。

山田伸幸副分科会長 この問題でやはり、医師の方から私がお伺いしているのは、診療場所の問題なんです。保健センターではなくて、市民病院の診療室を使えないだろうかというのがあったんです。あわせて、そこならばレントゲンも使えるからどうだろうかということで、以前は市民病院の診療室を使わせてもらえるようにできないだろうかということだったんですが、そういう引継ぎはされていないのでしょうか。

尾山健康増進課長 昨年度そのような話が出たということで、前任者が病院の事務方に対してそのような話をしたところ、確かに医師に関しては執務という形でできるかもしれないけど、そこに付随してくる看護師だとか薬剤師、事務などをどうするか、そういうふうなまだまだ検討していかないといけない課題が多いということで、なかなか進んでいかない現状だというような引継ぎは受けています。

山田伸幸副分科会長 問題は、現状の非常に不十分な保健室。衛生面でも問題があると聞いていますが、少なくとも病院の診療室であればそういった管理はもう全然雲泥の差があるかと思うんです。消毒とか雑菌の管理含めて、その点ではもうかなり十分な体制が取れると。ただ、今の保健センターではその辺が不十分であるという先生の話なわけですよ。事業管理者も代わられたことですし、そういった地域との医療連携も積極的に取り組んでいくという話もしていますので、改めてそういった申出といえますか、この急患診療所になっている先生方との意見のすり合わせも必要だと思うんですけど、その辺もされた上で、この病院との協議といえますか、その辺が必要ではないかなと思うんですけどどうでしょうか。

尾山健康増進課長 確かに一次救急体制の強化の上で、現在医師会の先生方の中では、執務型以外に広域化が必要ではないかという話も出ています。医師会内部でそういうふうな話もしているというところも耳にはしています。その辺の方向性も含めながら、執務型が良いのか広域型が良いのか、この辺りを医師会だとか市民病院と必要に応じて協議をしていくようになろうかと考えています。

山田伸幸副分科会長 それと受診者数の問題なんですが、冬場とほかの季節では物すごく差があると聞いているんです。以前聞いた先生はずっと休みなしで、もう出務したときから患者が待っていて、最後の最後までずっと患者を診られたという話を聞いていたもんですから、今、平均人数がえらい少ないなというのを見まして、やっぱりこれは相当季節的な偏りがあるのかなと思うんですけど。平均ではなくて、そういった月ごとの利用人数、その点の傾向ではどうでしょうか。

尾山健康増進課長 まず、平日内科についてですが、月ごとに平均の患者数を一応出しています。一番、昨年度の実績でいえば少ない傾向にあるのが6月、9月、この辺りが2.1から2.2人というところになります。そして、今、副委員長おっしゃられましたように冬場、1月、2月の辺りが8.21、7.4人ということで増えています。この辺の動きが小児科では若干顕著になっています。インフルエンザが流行してくる頃になりますと、1日当たり多い日で60名以上の方が受診されるというような日もあります。

山田伸幸副分科会長 関連して、これも新市民病院の建物であれば、インフルエンザの患者と一般の患者を区別することができるんですよ。ですが、今保健センターではそうではなくて、みんなが一緒にロビーで待つという形になっていると思うんですよ。それはやはり医療的にも非常に問題があると思うんですけど、その点で、担当課として問題点と受け取っていないでしょうか。

尾山健康増進課長 インフルエンザ等が流行した際についてですが、この対応が十分だとは考えてはいませんが、感染の広がりを防ぐために、症状のある患者については、車の中で待機していただいて、順番が来れば呼ぶなどの対応をしていると聞いています。ちょっとできる形で感染症対策に取り組まざるを得ない状況だと考えています。

大井淳一郎委員 今、副委員長含めて委員が指摘したように、設備の改善も求められるんですが、その一方で、特に冬場、たくさんの患者が一度に急患診療所に殺到するという事態は、極力防がなければいけません。健康増進課の果たす役割とすれば、こちらの施設の充実をしていく一方で、殺到しないように日頃からインフルエンザに気を付ける、呼び掛ける、そして平時は極力かかりつけの病院に行くといった流れを作っていくという形も必要ではないかと思うんです。そうしないとここの機能もしっかり生きてこないと思うんですが。当然やられていると思うんですが、その辺もやっていくべきだと思いますが、いかがですか。

尾山健康増進課長 今委員から御指摘がありましたように、まずは予防するということが非常に重要だと考えています。インフルエンザに限らず、例えば夏場であれば熱中症等、こういうふうに季節に応じて流行しそうな

ものに関しては、いろいろな場面、広報だけでなく健康教育だとか講座
こういった場面でどんどん周知をしていきたいと考えています。また、
かかりつけ医についても、並行してかかりつけ医を持って、しっかりと
まずかかりつけ医に掛かろうという普及啓発も必要だと認識して、教育
の場面とかでは行っているところです。

山田伸幸副分科会長 決算額のところを見てちょっとこれはどうしたのかとい
う疑問を持ったんですが、医薬材料費です。平成27年、28年は220
万、260万だったんですが、29年になって400万円を超えています。
また、平成30年度予算は270万円に戻っているんですが、この
平成29年のこの400万円を超えたというのは、何か理由があるんで
しょうか。

尾山健康増進課長 昨年度はインフルエンザがかなり流行して、小児科休日
かなりインフルエンザの医薬品が必要になったということで、これだけ
額が上がっています。予算に関しましては、例年の平均的なところを見
てこの額を見込んだところですよ。

大井淳一郎委員 確認ですが、ここの急患診療所も休日夜間ということで、従
来の診療代とは別に、その辺の上乗せはされていますか。

尾山健康増進課長 医師だとか薬剤師の単価一人当たりということでお答えを
すれば、夜間や休日に見合った上乗せ分というのは含まれて計算をして
います。

大井淳一郎委員 受診料はどうですか。

尾山健康増進課長 申し訳ありません。そこはちょっと把握していませんので、
後ほど確認したいと思います。

吉永美子分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようで
すので、決算書に入りたいと思います。206ページ、4款衛生費です。
まず保健衛生費。206、207。次の208、209ページ。

矢田松夫委員 簡易水道の負担金が上がって決算になっていますが、どうい

ことですか。

木村環境課長 こちらの簡易水道維持管理負担金ですが、担当が環境課になります。これは簡易水道維持、その名のとおり、維持管理負担金ということで、こちらの旧山陽地区に鋳物師屋と西山地区、そして平原・片尾畑地区に簡易水道事業ということでタンクがあります。そちらから水道給水をしているという形で、いわゆる上水ではないということで、そちらの運営を水道局に委託をしてお願いをしているという状況です。そちらの経費につきましては、当然そこの運営に係る経費のもの、いわゆる職員手当等をはじめ、そちらでいろいろと掛かります備品の購入費とか燃料費とか、いろいろな試薬の検査とか修繕等々があるかと思えます。そちらの金額からその地区で同じように水道料金として収入を頂いていますので、その収入を差し引いた残りが約1,200万円ということにして、こちらにつきましては一般会計から補填をするということになっていますので、この支出があります。

矢田松夫委員 よう分からん。何で240万円に上がったのか。平成29年度に。これを教えてください。

木村環境課長 今の簡易水道の1,200万ですよね。ですからその分がいわゆる収支不足分に相当するところであるということです。すいません。1,200万円のことだと思います。金額が上がったというものが、先ほど申しましたそちらの水道局で担当となる方の職員給から、あとは主に維持管理費、修繕料、動力費とか水質検査費とか、そういったものがありますので、当然一つの施設ですので、そちらで維持するお金が掛かって収入との差がありまして、それで前年に比べると少し高くなったという形です。

矢田松夫委員 今の回答であるならば、老朽化しているんですよね、もう2か所。でいくと、年々ここが増えていく結論になってきますよね。

木村環境課長 そうですね、どうしても維持をしていくという形になっていきますので、老朽化が進めば主に修繕費等々が掛かってこようかと思えますので、多少なりとも負担が増えてくるときもあるでしょうし、全くそういう工事をしなければ、少ないときもあろうかと思えます。

山田伸幸副分科会長 妊婦健診のことをお伺いしたいと思います。4, 800万円程度上がっているんですが、妊婦健診は決められた回数がありますよね、14回ですかね。これを対象の方といいますか、そちらで把握されている方は、皆さんそういう回数を受けているんでしょうか。

大海健康増進課主査 妊婦健診の御質問ですけれども、14回ほど公費で補助していますが、やはり予定日より早く生まれるということもありますので、全員が14回を受けているわけではありません。

山田伸幸副分科会長 これは山陽小野田市ではないかもしれないんですけど、時々ニュースで出てきます。妊婦健診も受けずに出産をするという事例があるんですけど、そういったことは本市では起きていないでしょうか。

大海健康増進課主査 妊婦健診を受けずに出産ということは、未受診妊婦ということで保健師が全て勧奨するようにしていますが、昨年度やはり妊娠届を出さずに出産をされたというケースはあります。その方については、出産後に対応しています。

山田伸幸副分科会長 出産後に対応というのはどういう対応されるんでしょうか。

大海健康増進課主査 なぜ妊娠届を出されなかったのかという原因追及と、あと今後のことについてということで一緒に考えていくという対応になります。ただし、このたび出生後ということにつきましては、死産という形になってしまいましたので、お母さんの精神的なケアを行っています。

山田伸幸副分科会長 この妊娠期からきちんと真面目に、こういう妊婦健診を受けている方はそうないと思うんですけど、これも受けずに出産だけをして、子どもにいろんな被害が及ぶということも事件としていろいろ報道されているんですが、やはり、今皆さんの活動の範囲ではなかなかつかみ切れない部分があるかもしれないんですけど、そういった本人ではなくて、例えばほかの家族とか近所の方とかから保健センターへの相談が起きているでしょうか。

大海健康増進課主査 今のところ家族や知人からの相談というのは受けてはいません。ただ、妊娠して悩んでいる方については、是非御相談をとということで周知をしているところです。

山田伸幸副分科会長 食生活改善推進事業委託料というのが出ているんですが、これはどういった事業者にどういう内容でこの委託料が払われているのでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 食生活改善推進協議会は、市で養成講座を行って推進員になっていただいている団体になります。そちらの団体に食のボランティアとして食育事業を委託しているという形になります。

山田伸幸副分科会長 実際にその食育事業というのはどういったところで、どの程度行われているのでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 行政の食育事業につきましては、保健事業であるマタニティスクール、育児学級、離乳食教室、それからねたろう食育博士の講座等の保健事業のサポートをしていただいたり、公民館や小中学校での食育の教室を開催しています。年間で延べ174件、延べ6,880人の市民の方に啓発をしてくださっています。

山田伸幸副分科会長 准看護学院の補助金が出ているんですが、今の准看護学院の定員は何人でどの程度の方が学んでいるのでしょうか。

銭谷健康増進課課長補佐 厚狭准看護学院では18名の方が学ばれていまして、うち男性が2名です。昨年度の就職先で言いますと、市内が2名、宇部市が2名、下関市が2名、美祢市が1名で、あと11名の方が高等看護学院に進学されています。

矢田松夫委員 県の補助金じゃなくて、宇部と小野田も准看がなくなって、今厚狭の准看しかないんです。医師会から少し補助金上げてくれという声があるんですが、今年は110万円で落ち着いたという理由は何ですか。

銭谷健康増進課課長補佐 平成29年度の決算は110万円なんですけど、30年度予算では30万円プラスして140万円に増額しています。それは

ふるさと納税で30万円ほど特財が充てられています。

吉永美子分科会長 次の210、211ページ。

大井淳一郎委員 公的病院支援事業補助金、日赤やと思うんですけど、これはもうずっと恒常的にこの額で続けていくということなんですか。

銭谷健康増進課課長補佐 こちらは平成25年度から始まったんですけど、毎年ずっと500万円で補助していたんですけど、その頃はずっと全額が特別交付税措置があったんですけど、27年度から算入率が80%になって、それに財政力指数を掛けるようになりましたので、56%の特交措置に変更になったんですけど、28年度だけちょっと要望があって1,000万に増やして、29年度は500万円の通常の補助に戻っています。30年度予算では750万円を措置しています。その理由は、救急病院のサポート病院に日赤が参加されてという努力を認めての増額になっています。

大井淳一郎委員 いずれにしても相手方と話し合われて、必要な補助金を支出しているという理解でよろしいでしょうか。

古川副市長 補助金の関係ですが、今担当が申しましたが、日赤に対しても資金計画等々も出していただいています。この500万円のときはその辺が出てなかったということもありますし、今回は今銭谷が申しましたように、サポートの病院にもなっていた、また資金計画も的確なものを出していただいたということの中で、先ほど大井委員が言われたように、やはり相手方との今後の協議の中でこの額はいろいろ決めていくという形になろうかと思えます。

山田伸幸副分科会長 保健師の活動のことでお伺いしたいんですが、以前から保健師の活動が山陽小野田市の医療費全体の引下げに非常に大きく貢献をするのではないかとということで、保健師の増員とそれから訪問指導の強化ということを通じてきたんですけど、今資料を見ると、保健師、栄養士事業の中で家庭訪問というのが1,439人ということで出ているんですが、これは以前から言われてきていた保健師の訪問事業ということでよろしいんでしょうか。事業件数ということで。

尾山健康増進課長 ここがいわゆる保健師等による訪問事業の件数となります。

山田伸幸副分科会長 保健師の活動というのは10年前に比べたら非常に幅広くなっていると思うんです。今現在の体制でこの訪問事業というのは、十分と考えているのでしょうか。それともほかの事業をもっと強化していきたいと考えているのでしょうか。いかがでしょうか。

尾山健康増進課長 訪問事業に関しては、どこまでいけば十分かというのがちょっと上限が決めにくいものがありますので、これで訪問件数が十分かということに関しては、ちょっとお答えは控えたいと思いますが、現在の人数で一応効果だとか必要性に応じた業務は、担当の職員で一生懸命やっているところです。

山田伸幸副分科会長 以前に比べて講座とか、いろんな地域から呼ばれて健康教育とか、様々な事業が増えていったと思うんですね。それに保健師が手を取られて、なかなか訪問に手が回らないんじゃないかなという心配をしているんですけど、その点は、例えば事務方でできるものは全て事務方で賄うという形、そういう体制が取れているのでしょうか。保健師の本来の活動が保障されているかどうか。その点はいかがでしょう。

尾山健康増進課長 現在も行っているところですが、どういうふうな業務分担をしたほうが、いかに効率的で必要な事業が市民に対して提供できるかということを考えながら、今どういったものを事務の方がされて、専門職でないといけないところは専門職ができるようにというような体制は現在考えつつあるところです。

山田伸幸副分科会長 考えつつあるということは、やはりもう少し強化をしたいと考えている部分があるということでしょうか。

尾山健康増進課長 私自身がまだちょっと異動して何箇月か目ということで全体の把握ができてない部分もありますが、もう少し改善できる面はあるんじゃないかと考えています。

吉永美子分科会長 では次の環境衛生費。ここは19節の浄化槽設置整備事業

補助金を除きます。

矢田松夫委員 13節の委託料ですが、斎場と霊園の整備委託料と刈草運搬等委託料。これはリンクしているんですか、別々のものですか、場所的には。

木村環境課長 斎場・霊園整備委託料と刈草運搬のものにつきまして、これは別のものです。

矢田松夫委員 別であれば別の回答してください。私もう一回再質問せんにゃいけん。

木村環境課長 斎場・霊園整備の委託料につきましては、こちらの環境課で担当しています市営墓地に関係するところ、あと斎場でというんですが、これほとんどが市営墓地に関係するものです。そちらの草木の伐採といったものに充てているお金です。それと、刈草の運搬等の委託料ですが、こちらは旧山陽地区におきまして非常に大規模な河川清掃大会が行われています。そのときに、一応市からも協力ということで環境衛生センターからもパッカー車ないしトラックを全て出し切るぐらいの形で対応していますが、そうはいいまして草の運搬といいますか、一部の場所に集めていただくということが全くもって間に合わない状況です。これにつきましては、各地区の地区長と一応契約を結びまして、そのほとんどが軽トラックを出していただいたときに、1台当たりの金額でもって、1台が3,500円となっていますが、今回88台分ということでそちらの支出をしているというものです。

矢田松夫委員 上ですが、年に1回しかしてないんですよね。特に新しい斎場ができますところの墓地に行くためには、ほとんど苦情が多いんですが、駐車場といいながら空き地になっているし、行くまでは草木が生えて車に当たるし、盆・正月に行けば草だらけと。結局、維持管理をしてないんです。非常に利用者から不便なんですけど、これは約100万ですが少し増額して、せめて盆・正月年2回ぐらい刈っていただいて、霊園の3K、汚い、暗い、危険というんか、それを少し改善する方向というのはできんですかね。声聞くでしょ、やっぱり。

木村環境課長 市営墓地の管理につきましては、確かに不行き届きのところがあって大変申し訳ないと思うところです。おっしゃられますとおり、この整備費につきましては、ほぼ、一番規模の大きな小野田霊園になっています。こちらにつきましては、業者に委託をしたり職員で対応していくというような形で、それでも広大な状況ではあります。今言われました東墓地とあと山陽地区にもう一つ南墓地というのがありますが、こちらはそうはいいまして小野田霊園ほどではないということで、これにつきましては実際は市の職員で数回ではなくて何度も行っているところではありますけども、どうしてもその伸びるのが早くて追い付いてないということで、それは理由にはならないんですが、確かにこの辺の予算化を、いつかの時点で臨時的な要求を一度、金額結構多く上げて、きれいに伐採なり草刈りをするというようなことを考えていかななくてはいけないのかなと思うところではあります。ただ、今の東墓地に関しましては、新斎場の整備のこともありますので、今、そのこの工事の臨時的な駐車場のようになっています。ですから、例年に比べますと草木は少し刈ってあるような状況ですが、今後また第2期工事を始める前までとかその辺の兼ね合いもありまして、そのこのところ大きくできる限りその上のところの駐車場の伐採をしていく予定でもありますので、その辺のところも加味しながら、今後整備を続けていきたいと思えます。

山田伸幸副分科会長 これは環境衛生費なんですかね。環境衛生推進員というのがそれぞれの自治会に配置されていまして、補助金も毎月振り込まれてきているんですが、以前は環境衛生推進員を集めて、ごみの捨て方とかいろいろ講習なんかもやっていたんですけど、最近はそういう機会が全くなくなっています。となるとこの環境衛生推進費を各自治会に支給するのは意味のないことに思えてくるんですけど、その辺で今どのようにされているのかどうなのか。その辺はいかがでしょうか。

木村環境課長 今、おっしゃられているのが環境衛生推進団体の補助金の項目かと思えます。今言われていました環境の推進員が自治会にいますということですが、今こちらの環境衛生の推進員につきましては、環境課で特にそういう推進員を置いてくださいといったことは要請はしていない状況です。恐らく旧山陽町、小野田でもそうでしょうが、昔ながらに各地区に自治会の中をきれいにするというので、何々部何々部とか、いろいろ体育部とかあった中のうちの一つで、環境班とか環境部とか自治

会の中で違うんでしょうけど、その中にそういう推進員という方がいたということであるようです。ですからここでいいますいわゆる補助金につきましては、そちらに当たっているものではありません。今の各自治会にというのが、多分自治会事務費の中の環境推進費か何かだと思えますけども、そちらの予算ではないということです。こちらは環境衛生推進団体補助金ですので、要綱でその団体を快適環境づくりの協議会ということに指定をしています。ですからそちらで、市全体といいますか各自治会長の集まりがありまして、そちらでまた更に組織を作っていた快適環境づくり協議会に予算の範囲内ということをお願いをしているものです。

山田伸幸副分科会長 今の説明ちょっと納得いかないんですが。というのも、私が随分前に自治会長をしたときに、環境衛生推進員というものを置いてくださいと。ついては、これこれの推進費を出しますよという話だったと私は記憶しています。もう十数年前のことです。そのときの理屈は、そのために市からも推進員のための補助金という形で出しますよという話だったと思うんですが、いつそれが消えたんでしょうか。

木村環境課長 今のこの環境衛生推進団体の補助金でいいますと、あくまでも目的は先ほど言いました快適協になります。今おっしゃっているものにつきましては、環境課でそういった形で代わりにこの推進費を出しますよと言ったものではないだろうと思います。ちょっとそれ以上のことが分からなくて大変申し訳ないですけど。

山田伸幸副分科会長 今振り込まれているあれは環境課を通した補助金ではないということなんですか。

木村環境課長 それはあくまでも自治会事務費の中で、事務の運営に対しての補助の中に、自治会の関係の分と環境の分の項目があると思います。ちょっと私直接の担当ではないんですが、たしかその形があると思いますので、それは自治会の運営する中において、そういった自治会の中の環境をこの分の補助でもって、きれいにしてください、対応してくださいというものが残っていると認識しています。

山田伸幸副分科会長 では、環境衛生推進費は、どこが出しているんですか。

藤山市民部次長 自治会事務費の補助金、この中の一部が環境として出されていると思います。

杉本保喜委員 今言われた快適環境づくり推進協議会に補助金を出していると言われたですね。この協議会は具体的には、どのような活動をされているんですか。

木村環境課長 こちらは快適環境づくり協議会ということで、今そのような名称になっていますが、以前は環境衛生推進協議会という名前で各地区にもそれぞれ存在をしていましたけども、今、環境衛生推進協議会というので本当に個別に残っているのは厚陽地区のみです。そうはいいまして、全市的にそういう自治会を挙げてそういう環境衛生に取り組もうというもので、これは山口県内に同じように快適環境づくり協議会というのが各市町に存在していますし、その上部団体として連合会があります。ですからそちらに、一応その運営に対する補助金というものを出しまして、本来、環境課でもいろんな不法投棄の関係とか、ごみの収集といいますが、拾ったり、そのまちをきれいにしていくとかいったものとか、あとは犬猫の関係とかふん害とかそういったもの、もろもろ含めまして今快適協で目的を掲げていただいて、それにいろんな啓発に取り組んでいただいています。ですから河川の海岸清掃のこともありますし、やけの美タフェスタの祭りの前にごみを拾ったりとか、あと不法投棄防止を呼び掛けるパトロールといったものも毎年実施をしていただいています。本来、市が行えばいいというようなところもありますが、その不足する部分につきまして、そちらの団体をお願いをしているという状況です。非常に活動は活発であると思っています。

杉本保喜委員 そうすると今厚陽地区のみ残っていると言われたですね。

木村環境課長 すいませんちょっと説明があれでしたけども、一応、いわゆるその快適環境づくり協議会ということで今、市の中で言いますとその一つの団体があるということで。昔で言いますと、それぞれの地区の中にも、本当は環境衛生推進協議会というのがずっと地区にも残っていたんですけども、それを全部一つまとめにしまして、快適環境づくり協議会というものが最終的にできているという状況です。個別に地区でまだそ

ういう活動しているというのが、厚陽地区に一つまだ残っていますということですが、それはまた別のものです。

杉本保喜委員 市の予算をこういう形で分配しているというかやっているんですけれども、これが、非常に必要だということであれば、ほかの地区にも声を掛けて作ってもらおうというようなことになるんじゃないかと思うんですけれども、一つの団体のみ今残っていると。そこに46万円出しているということでしょう。この辺の団体の行く末、市においてこれからどういう形であればいいかなというビジョンはないんですか。

木村環境課長 すいません、ちょっと説明がうまくいってなくて大変申し訳ないですけども、この一つの団体だけにという形にはなっていますが、これも先ほど言いましたとおり、過去においてはそれぞれの地区でというのがあったんですけども、それを今、一つのものにしていきますので、当然ここの団体にこの補助金をお渡ししますが、その中で、全地区、どこの地区においても、そういう活動をやっていくうちのその全部を取りまとめたものがこの快適環境づくりの協議会とだけいただければと思います。ほかの地区にお渡しをしたらどうかというものではなくて、全体の団体であるということです。

杉本保喜委員 そうするとこの協議会の会員は、全市にわたる形で集まっているという解釈でいいんですか。

木村環境課長 そうですね。基本的には自治会連合会の役員に相当する方々、いわゆる地区長が中心となりまして、その中に役員として残っています。当然その下に全地区の自治会というものが、全てそれに付きますので、今回はこの海岸清掃しますよということになると、全地区のところから例えば5人10人集まってくださいということで、70人も80人も集まって活動されるという形で、基本的には全地区一斉になって行っているというような活動です。

吉永美子分科会長 次に行きます。4目公害対策費。

大井淳一郎委員 用地借上料4万8,000円ですが、これはどういうことでしょうか。

縄田環境課環境保全係長 この借上料ですが、今、市内に19か所あるデポジットゲージという大気の測定器が置いてあります。そのうちの4か所ほど委託料として毎年1万2,000円ほどお支払しています。借上料です。

吉永美子分科会長 では5目環境調査センター費。

山田伸幸副分科会長 大気汚染の関係で降下ばいじん、PM2.5、これの測定等もされていると思うんですけど、実際、山陽小野田市の今の汚染状況、その点でもし分かっている状況があればお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山下環境調査センター所長 降下ばいじんについては、市で測定していますが、残念ながらPM2.5については、市では測定していません。県がたしか須恵健康公園に自動測定器を置いて測定しており、県のホームページで逐次見れる状態になっていると思います。

山田伸幸副分科会長 では、降下ばいじんの測定を19か所でされていますが、どういう状況でしょうか。

山下環境調査センター所長 皆さん御承知のとおり、昭和45年頃、月20トンを超えるようなすごい降下ばいじんが降っていたんですが、その後、当時の公害対策審議会、その後環境審議会に変わりましたが、その指導とか調査、それから工場へ対する指導、その辺で、近年は、行政目標値が10トン以下ということになってはいますが、その更に半分の5トン以下ぐらいで推移しています。

山田伸幸副分科会長 水質ですけど、最近は工場排水で問題になるということはないと思うんですが、逆にきれいになり過ぎて、貧栄養化という問題が出てきています。海の生物等が成長できないような状況があるかと思うんですが、今、山陽小野田市の環境調査センターで調べている限り、この近海の状況は今どういうふうになっているのでしょうか。

山下環境調査センター所長 毎月船に乗って海域調査に出ています。そのたびに、先ほどおっしゃいました栄養塩、窒素とかリンとかですけど、窒素、

リンは植物の肥料になるわけですが、その窒素、リンをプランクトンが吸収して、プランクトンが育って、それを小さな魚が食べてとか。あるいは、ノリが栄養を吸収してノリが育つ。そういう仕組みになっていますけど、山陽小野田の海域は、先ほど降下ばいじんは45年頃相当ひどかったわけですが、海域のほうはそんなにひどい状態ではなくて、国の法律の規制とかによって、窒素、リンを川や海に流さない、そういう仕組みになっていまして、若干ですが、濃度が下がっていている感じが受け取れます。

山田伸幸副分科会長 公害対策というより環境関係なんですけど、違法投棄の問題を少しお聞きしたいんですが。1年に1回か2回ぐらい自治連の方からの呼び掛けで、みんなで拾いに行くというのをやっているんですけど、今、山陽小野田市内でそういう不法投棄が集中的に投棄されている箇所というのはどれぐらい確認されているのでしょうか。

木村環境課長 不法投棄につきましては、不法投棄と思われるというようなものを、確かに例えば収集員とか市民の方から連絡があった際には、一応付けてはいますけども、それを全て不法投棄というべきかどうかというのは、疑わしいようなところもありますし、ただ、ごみが落ちているというのも、それとかごみステーションに別の日に入れているというような形になったときも不法投棄とかと見ますので。ちょっと一概にどのぐらいの数でというのは、言えないところですが、不法投棄、どうしても山奥か人目の付かないところですかね。最近では菩提寺山は不法投棄というのは挙がってこないんですけど、これは多分担当課がその都度いろいろ対応しているんじゃないかと思います。去年で言いますと、一部ちょっと埴生地区のほう、下関との境の辺りからオートレース場に抜けていく道があるんですけども、そちらに不法投棄でちょっとひどかったのが、テレビが三、四台ぐらいとか、冷蔵庫が三、四台ぐらいと一挙に捨ててあったというようなものはありましたが、ほかにも、たまにそういうのが出てくるのは出てきます。非常に多いのは確かなんですが、大変申し訳ないですけども、どのぐらいでどうこうというものがこれにつきましてはかなり流動的ではあります。ただその都度、現地の確認には行っていますし、悪質と思われるものにつきましては警察の立会いの下で行って対応しているという状況です。

山田伸幸副分科会長 公害対策費の関係で、省エネルギーの推進で実績報告の中で、省エネルギー推進委員会というのが実績が上がっていますが、これはこういった内容で会合とか行われているんですか。

縄田環境課環境保全係長 省エネルギー委員会というのが、庁内の中で委員を集めてやっている会議です。この中においては市の中の省エネに対しての方策や、現状を報告、改善をしている会議です。

山田伸幸副分科会長 それと太陽光発電の関係なんですけど、昨年でしたか、太陽光パネルが水害でめくれ上がって、触ることさえ危険なんだという報道があったりしたんですけど、設置されるときに山陽小野田市として、その設置状況の確認等はされているんでしょうか。

縄田環境課環境保全係長 設置においては県、市に申請というものがありません。ですので、市にはないので確認ということができません。しかし、太陽光パネルの騒音とか、反射の光の公害とか苦情があれば、そこに赴いて、そこに設置の管理業者が書いてありますので、そこで確認しながら対応しています。

山田伸幸副分科会長 それとか山肌を削って設置するというようなことがあって、土砂崩れのおそれも出てきたり、あるいは、下流にいろんな物質が流れ出ていくという心配もあるんですけど。そういった被害が発生しない限りは、山陽小野田市としては何も対処できないと捉えてよろしいんでしょうか。

木村環境課長 先ほど担当も申しましたとおり、太陽光発電につきましては、特に設置のときの確認とか、そういったものがありません。市に関係するものとすれば広さによっての開発行為とか、そういったものがありますし、山肌がどうこうということになれば、保全林の関係とかそういったものがありますけれども。ただそういう被害が起きた場合どうするかということで、一応太陽光の設置につきましては、どうも設置をした段階で、その管理者の所在をはっきりするように、その辺を表示するというものが、これは義務でどうやらあるようです。ちょっとそれ確認したのが、それが的確かどうかということで、なかなか上も教えていただけなかったんですけども、一応そういう表示をするというのが原則であ

るという話をお聞きしています。ですから、太陽光があるところのどちらかを見ていただくと、必ず連絡先があらうかと思imasので、先ほど申しましたとおり、もし何かあれば、それを見ながら対応していくという形になります。

吉永美子分科会長 次の6目保健センター運営費。7目新火葬場整備費。次、2項の清掃費。

大井淳一郎委員 ごみ収納箱等設置補助金なんですけれども、これは現在待機とかそういうのはあるんですかね。要望どおり着実に執行されているということでもよろしいでしょうか。

木村環境課長 このごみ収納箱設置の補助金につきましては、今現在は一応予算の範囲内で足りている状況ですので、申請があつて、その個数分はきちっと出せている状況です。

山田伸幸副分科会長 これは子供会とか、老人クラブ等が資源ごみの収集をしてそのときに今まで市から補助金が出ていたんですけど、この額がほとんど当てにならないような額になってしまったんですけど。この金額が下がって、子供会の予算が随分取れなくなってしまったというのが、今実態としてあるんですよね。これ下げられた理由、それからもっと増やしてほしいというような要望というのは上がっていないのでしょうか。

木村環境課長 こちらの資源ごみの再利用化の推進奨励金につきましては、今現在1キロ3円ということで、それに対して奨励金を出しています。過去におきましては、確かに高い金額で、5円で推移をしていました。ただこれは合併を迎えまして一時期、市として財政難でもあるということで、全市的にほかのいろいろなところを一律15%ぐらいカットというような話が上がったときに、この5円が3円になったというのが理由です。

山田伸幸副分科会長 この金額を再考してほしいという声が上がってないですか。

木村環境課長 中にはそういった声も当然ありますが、こちらの奨励金という

のが、いわゆる報償費の奨励金という形になっています。補助金ではないわけですから、これにつきましては、合併を迎えまして、いろいろリサイクルとか再資源化をしていくというその取組がいまいち薄れていたときがありまして、それをどうにか進めていこうということで、そういう再資源化をしていただく個人、団体につきましては、よくやっただきましたということでの奨励金を出しているという経緯があります。ですから、少なくなったので、どうにか上げてほしいという声もあるんですが、逆にいえば、今、資源ごみを分けていくというのがもう通常の形で皆さんにかなり浸透してきましたので、これを本当は終息していくほうが好ましいのかなと。その理由としましても、いわゆる廃品回収で集められました領収をもちまして、業者にはそこで一旦買取りをしていただいて、そこで一度金額が発生しています。その分の証明を持って、環境課に来ていただいていますので、業者で得た利益と、それと市がよくしてくださいましたということでの金額で3円ほど補助していくという形になりますので、ちょっとその辺のところは二重取りという話も変ですけども、一つのもので二つに請求をしているという形になりますので、そういったところもありますので、ちょっとこの辺のところについてはどうかなというところもあるところなんです。今後の検討課題ではありますが、でも、今のところは申し訳ないですけど、金額を落としたキロ3円で今は続けているという状況ですが、内部ではこういうような検討もしていかななくてはならないということも御理解いただきたいと思います。

吉永美子分科会長 では2目塵芥処理費。

山田伸幸副分科会長 ごみ収集の前にごみを取っていくというのが問題になっていたんですけど。最近では、私どもの自治会では、そこに当番が立っていたりするので、そういうのはなくなってきたんですが、全市的には、そういう事件は発生してないでしょうか。

木村環境課長 こちらもごみ収集の前にとということで、資源ごみはもちろんのこと、燃やせないごみの日といったものの日にちというのが、どうしてもごみカレンダーを広く公表することもありまして、それを業者の方がかなり見られているようです。そういう実態がないかということになればうそになりまして、これ結構抜取りをしている者がいます。これは収集員が気付いた段階で、どこにこういうような人を見掛けたとかという

情報をもらって、事務所でもそれを付けています。それが明らかになったときには、それこそ警察等々を呼んでというようなことも中にはありますし、しばらくその様子をずっと収集業務員で確認をしていくと。これも確かな情報がないとなかなか警察に言いましても、現場を押さえないと駄目だということを言われていますので、なかなか捕まえるというようなことが非常に難しい状況ではありますが、そういったところにつきましては、今のような自治会がもしそういったパトロールも併せて班の方々がそういうふうに立っていただければ、少しでも解消はできるのかなと思っていますが、市としましても、何かしらの強化はしていかななくてはいけないと思っています。

吉永美子分科会長 今のリサイクル状況ということで、実績報告書の22ページから23のところですかね、塵芥処理で。2番目の不燃物の状況というのは、28年度に比べると、やはり伸びていっちゃっているんですよ。不燃ごみ、また粗大につきましても、例えば28年度の不燃ごみは557トンが593トンになり、粗大の不燃ごみが45トンだったのが74トンに増えています。混合ごみも540トンが582トンに増えて、逆にリサイクル処理状況が、これは例えば牛乳パックとか今スーパーとかがもらってくれたりするので、その辺もあるかもしれませんが、牛乳パックは4,613キロだったのが、1,650キロに減っているという。何かリサイクルは減る、粗大いわゆる不燃物は増えている。そしてまた、リサイクルプラザ、6番です。このリサイクルプラザ、たるちゃんプラザの販売ということはどれだけ出してくださっているかということなんだと思うんですけど、延べが5,765件になっていますが、1年前は7,293件あって、2万9,091個になっていますけど、4万2,375個あって、随分と減ったという、リサイクルは減って不燃物が増えているという状況にあるのが、我が山陽小野田市の現状ではないかなと思うんですよ。その辺は、どう分析されて、今後、環境課として、環境展やられていろんなことをされているんですけど、努力はもちろん認めるんですが、現状を分析されて今後どうしていこうと考えているのかをお聞きします。

木村環境課長 確かにこういったごみの単体だけで見ますと、そういった状況ですが、ただこのごみにつきましては、一定でどうこうという形ではありませんので、多少流動的なところはどうしてもあろうかと思います。

それとリサイクルも、たくさん資源化していただくというような話で今したところですけども、それでも減ってきているということもあろうかと思えます。それも今言われましたとおり、ほかの環境衛生センターだけではなくて、ほかのところでもそういう資源ごみを回収するというところで、センターに入る前に回収が行われているという状況もあります。ですからこれ、一概に市としてもそれが良いとか悪いとかというわけではないんですが、逆にリサイクルが減ったとしても、もし仮にそちらのいろんな事業所でリサイクルにちゃんとそのもの自体が回っているということであれば、それはそれで好ましいのかなと思っているところです。それとリサイクルプラザの販売状況ですが、これも確かに延べ人数というのを書いていますが、こちらもあるところ、来ていただければ分かるかと思えますけれども、かなり毎日のようにずっと来られる方とか、もう常連とかいうのが結構います。そういった形もありまして、買われた件数とかかなり差が出てきます。それと個数につきましては、非常に小さな、例えばコップとかそういったものも、小さな物も全て1個でカウントしますので、例えば、たんすが一つ売れたら一つにしかありませんが、小さなお皿10枚一挙に売れば10個というような形になってきますので。これはごみの種類といいますか、リサイクルに持っていき、販売していきという物自体が、かなり小さい物とか、服とか、服はそんなに数は困らないんですけど、小さい細々としたようなもの、本とかCDとか、そういったものの数が買われるのが多くなると、すごい数に変動がありますので、余りにもこう一挙に数が落ちたような形にはなりませんけども。確かにそういう売上げ自体も金額は多少なりとも減ってきています。ただそれもそういった内容ですので、本来、例えば100円で売るところを小さいもので50円で売っているというような形になりますので、金額的にも流動的なものがあるという状況です。ただ、リサイクルプラザの見たい目は、あくまでも通常と変わらないような状況でずっとお店の中は来ていると思っています。市全体としてこの状況をどう取るかというようなことにもなりますけども、先ほども申しましたとおり、ごみの不燃物系とか粗大、不燃というのはかなり流動的なものでもあります。今の御時世の状況じゃないですが、遠く親元に帰ってきて、どうしてもその実家の片付けをするとか、そういったものもかなり増えてきています。そういったものもありますと、すぐに何十キロ、何百キロという違いが出てきますので、その差も出てくるのかなというところではあります。

吉永美子分科会長　ただ、やっぱり先ほど申し上げたのは、ごみの焼却量も増え、そして不燃物が増え、そしてリサイクルが減ってプラザの販売状況も減っているという対比的な状況にあるからですね。維持とかではなくて、片方は増えて、リサイクルは減るという状況にあることをやっぱり分析をされながら、どうしたらこれがより逆転していくかということの努力を更にしていただけたらという思いで取り上げました。

山田伸幸副分科会長　今の関連で、その他関係資料のその1の45ページ、この前後にごみの状況が詳しく出ているんですけど、45ページの表を見ると、ほとんどの品目の取扱量が減少しているんです。これはやはり今、委員長が指摘されたように、収集をせずに、まとめて焼いてしまう方向に行きはしないかという心配をするような結果が出てきているんですけど、これについて何か分析的なお考えをお持ちでしょうか。

木村環境課長　こちらにつきましては、大体が一定的なものかなと感じてはいるところです。これは最終的に環境衛生センターに入ってきてまして、最初から資源ごみであるというような状況で持ってこられるもの、それとセンターに入りまして、当然仕分けをしますので、その仕分けをした段階で、極力資源ごみに持っていけるか持っていけないかという状況です。ですからセンターの中での振り分けというものをしっかりやれば、この辺がもう少しということにもなるのかもしれませんが、基本的には今もう市民の皆さんもかなり分別も進んでいます。単純に、分けるのが面倒だから全部ごっちゃにしているというのは大分少なくなってきたとは感じていますが、ちょっとこの部分につきましては、一生懸命仕分けをする中で、どうしても増減が出てきますし、全体的に落ち込みがあるというのも、先ほど来の話じゃないですけども、新聞、雑誌、段ボールとかというものにつきましては、センターにそもそも入ってこない可能性もあるということも考えられます。それと非鉄とかそういったほかの混合物も事業系の一般廃棄物の業者をかなり厳しく取り扱って、すごい混在ごみが入っていましたが、そちらがかなり少なくなっているということもありますので、こういったごみの振り分けにも影響が出ているのかなと思っています。

山田伸幸副分科会長　この表で特にびっくりしたのが、ペットボトルのところで

す。ペットボトルが5年前、4年前、3年前、ところが去年、平成28年から途端に少なくなっているんですよね。これ何かペットボトルがよそに持っていかれているという状況があるんでしょうか。

木村環境課長 大変申し訳ないんですけど、ちょっと27と28の年度のところ項目が一部ずれているところがあるかと思います。これちょっとまた後日訂正ということで出し直しします。（「精査してください」と呼ぶ者あり）間のところの項目の数箇所が一段ぐらいちょっとずれているかと思います。大変申し訳ありません。これちょっとまた精査しまして出し直しをします。正しいものでいきますと、大体毎年同じような金額ないし量で来ているかと思っています。大変申し訳ありません。ちょっと精査します。

吉永美子分科会長 やっぱり間違っていますね。実績の22ページを見ると、ペットボトルは14万8,850円…

木村環境課長 項目が一つずつずれているようです。大変申し訳ありません。そのずれが27から28にかけて出ています。また訂正してお出ししたいかと思っています。

吉永美子分科会長 次のし尿処理費。

矢田松夫委員 221ページの13節委託料のし尿等搬送業務委託費、この内容を説明できますか。

木村環境課長 221ページ13節委託料のし尿等搬送業務委託2,327万7,246円ですかね。こちらは、山陽地区からのし尿の運搬業務委託です。その金額です。

矢田松夫委員 これは1社ですね。

木村環境課長 そうです。

矢田松夫委員 山陽清掃社ということですが、あと市内に2社、公衛社と長陽ですかね。これで3社、し尿処理の業務やって、民間といえどもこの業

務内容はほとんど公共性が高いんですけれども。先日8月30日にし尿関係のこの会社の実態について出ていたんですが、この公衛社については、以前の委員会の中でも、市の助言に従うと、そして助言先はどこかといえば環境課と、こういうふうな回答があったんですが、これは今でも生きているんですかね。

城戸市民部長 これは株式の売却を含めて、その当時から議論があったと思いますけども、当然、許可業者として、きちんとしたし尿の収集運搬をやっていたかというのが大前提ですので、それが守られないということであれば指導してまいります。そういったことです。

矢田松夫委員 というのは、今でも指導、助言ということで、それが生きているということであれば、例えば、小野田地区の三大紙にチラシが入りましたよね。中身については、いろいろあると思うんですけれど。こういう実態について、事実であればですよ、どう思われます。

城戸市民部長 社内で社員の方といろいろそういった事故等も通じて、その補償問題とか、会社の中でいろんな問題があったということは紙面でも読みましたし、実は公衛社の社長ともお話をしていますけども、今のところ市が入っていくような内容ではありませんので、私どもとしては今、静観をしています。

矢田松夫委員 このことが、例えば安定的にし尿業務を続けるということに支障があれば、当然先ほど言った市の指導、助言が必要になってくると思うんですが、もし、そういうことがあれば指導、助言していくということについては変わりないですか。

城戸市民部長 今の関係は許可権者と許可業者という関係ですので、市の求めるようなサービスができないということであれば当然それをしていただくように指導もするし、助言もしていきます。

矢田松夫委員 今の部長の回答でいきますと、今後もし、会社の中身の経営の問題についてはタッチできませんけど、そうは言っても、従業員と会社の問題、それがひいては、事業運営上、し尿業務について支障があれば、指導、助言していくということでもいいんですね。

城戸市民部長　もちろん業務自体に問題があつて、支障があるということであれば、必要な助言はします。

大井淳一郎委員　矢田委員の質問は、し尿等搬送業務委託は山陽清掃社1社に委託されていると思うんですが、この中身はし尿の搬送だけですか。「等」と書いてあるのはどういうことですか。

池田環境衛生センター所長　し尿と浄化槽汚泥、いわゆる合併浄化槽からくみ取ったものというのを中継所に貯留していますので、それが含まれているためにし尿等という表記になっています。

大井淳一郎委員　今のは分かりました。で、ごみの清掃委託を清掃社にやっていますが、委託料はどこに計上されていますかね。ここじゃないということですよ。

木村環境課長　2目の塵芥処理費の13節委託料になりますので、219ページのところのちょうど13節の委託料の真ん中辺なんですけど、塵芥収集運搬委託料7,478万2,800円、こちらが山陽地区のごみ収集に係る委託料です。

大井淳一郎委員　知っていて聞くんですが、この収集運搬委託料に計上されているのは清掃社1社になっているんですが、なぜここだけに委託するのかについて理由を明らかにしてください。

木村環境課長　塵芥収集ということですが、その基をたどっていきますと、し尿の関係も山陽清掃社がありまして、そちらの下水道管の普及もありまして、そちらの利益が下がってくるということで、そちら合特法と呼んでいます。そちらの事業計画を上げて、県に承認を得て、その収益が下がる相当分を、ほかの事業で何かあるもので補填をしてあげるといったものが認められればというもので、その中で山陽地区につきましては、山陽清掃社が昔から状況に精通していますので、その計画の中にこの収集業務というものを入れ込んだという形がありますので、逆にいえば山陽清掃社に今はお願いをするしかないという状況です。

大井淳一郎委員 合特法ということで、今、競争原理のない状況で、民間に委託する事情は分かりました。この委託料の算出根拠というか、実際にこの額が定額なのか。それとも年によって変わっていくのか。変わっていくのであれば、その委託料の算出根拠についてお示してください。

木村環境課長 この根拠につきましては、当然そこの収集業務に就いていただく職員数、それとかパッカー車の数とか、それと走る走行距離とか、例えば有帆川の大橋ができた関係で、今までぐるっと回っていたのが短くなりましたとか、そういったもののところまで細かく一応算出をしています。ただ、毎年毎年いつも変えられるかといったら、なかなか難しい面があります。数年前にも変えましたが、そういった細かい分の数字の積み上げで決められているという状況です。御理解願います。

大井淳一郎委員 事情は分かりました。細かいことは、所管事務調査でやりますけれども、収集の形態というか、小野田と山陽では、収集の日が違う。祝日は取ってくれないとかあるんですが、こういったことについて協議してお願いすることはできるのでしょうか。

木村環境課長 これも一応委託ということですので、本来は市がこのように収集してくださいということは言える立場にはあろうかと思いますが、そうは言いましても、そういったものに対応していただける業者というのが、その業者しかありませんので、その中でやれる範囲内の収集体制ということになります。どうしても小野田のような形に合わせて統一してもらえないかというのがありますが、ただこちらの山陽地区につきましては、そういったトラックの数とかごみを収集する実際の量的なもの、それと小野田で収集する火曜日、金曜日に全てを合わすと、今度は環境衛生センターの受入れも厳しいとか、山陽地区の燃やせないごみにつきましては、こちらの市の職員が直営の職員で収集をすとかというものの兼ね合いがありまして、日程組みが非常に複雑な状況です。ですから、山陽地区の可燃ごみにつきましては、月曜日と木曜日、火曜日と金曜日、水曜日と土曜日という三つのパターンを山陽地区については組んでいただきまして、祝日等々ありますので、そういうのが重なった場合につきましても全て振替日を設けていただいて、極力市民にサービス低下にならないようにということで、そこまでのお願いをしているということで、必ずやこれでやってくださいということは、当然言えません

し、そういう体制自体が小野田と合わせてやっていると非常に無理があるという状況です。

矢田松夫委員 城戸部長にもう一回質問しますが、聞き忘れたので。8月30日に小野田地区の三大新聞に広告が入りましたが、その後、事実確認のために会社に行って会ったということと言われましたが、そういう事実でいいんですか。

城戸市民部長 会社に行ったものではありません。公衛社の社長がこちらにいられたということです。

矢田松夫委員 その結果、新聞のチラシの内容について、事実確認したけど、どうやったんですかね。

城戸市民部長 たしか政経フォーラムでしたか、そちらの団体が出されたものでありましたけれども、それに書いてあったものを一つ一つ確認はしていません。たしか8月以前にも別の団体が公衛社に対して意見広告等を出されたと思いますけども、それをまた更に別の団体が書かれたものでしたので、一つ一つ会社の社内の事情に関しては私は何も聞いていませんけども、特に今市民の方からも市にあの広告に対しての問合せも来ていませんので、説明にいられたことをそのまま聞いたというだけです。

吉永美子分科会長 それではここで質疑を閉じたいと思います。長時間になりましたので、15時15分まで休憩します。

午後3時5分 休憩

午後3時15分 再開

吉永美子分科会長 それでは、民生福祉分科会を再開します。

尾山健康増進課長 先ほど審査資料22番の急患診療所事業のところにおきまして、大井委員からの急患診療所のレセプトの加算等があるのかという質問に対しましてそのときお答えができませんでしたので、お答えします。急患診療所の初診料と再診料については、休日は休日特例加算で平

日は平日特例加算をそれぞれ取っています。

吉永美子分科会長 それでは、歳入の民生福祉常任委員会所管部分につきまして審査します。まず、12款分担金及び負担金の中の民生費負担金はいかがですか。

山田伸幸副分科会長 この高齢者福祉費負担金というのは、こういった内容なんでしょうか。

兼本福祉部次長 これは小野田老人ホームと長生園の老人保護措置の入所者の負担金です。

矢田松夫委員 保育所の運営費負担金の中で不納欠損ですが、この内容について、不納欠損ですから時効を迎えたということではないんですかね。取り立てができなかったと。

野田子育て支援課保育係長 29年度の不納欠損が3名分ありまして、財産調査の結果、財産がないということで欠損になりました。

山田伸幸副分科会長 保育所運営費負担金というのは、これは保護者から入るいわゆる保育料ということでよろしいんでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 はい、そのとおり保護者から入る保育料です。

山田伸幸副分科会長 その他関係資料その1の51ページに平成29年度保育所保育料及び階層ごとの人数という表を提出いただいています。この中で標準時間というのと、短時間とありますが、短時間というのは、保護者にとってほとんどメリットがないんですね、使用料もそう大差がなく、実際は短時間であっても標準時間を適用したほうが、保護者にとっては有利だと思うんですけど。相談に来られたときに標準時間と短時間の違いについて正確にお知らせができていないのでしょうか。というのも、短時間の方が、私は当初ほとんどいないのではないかと、何でこのような枠を設けたのか意味分らないと聞いていたんですが、実際には、これだけの方がいるということでびっくりしているんですけど、最初の入り口のところでどういう説明されているのでしょうか。

川崎子育て支援課長 保育標準時間と短時間の認定については、27年度に新制度が始まったときに、国において基準が示されました。標準認定と短時間認定の根拠がありまして、1週間の勤務時間が何時間以下である場合には短時間認定といった幾つかの基準があります。これについては申込みに来られた際に保護者の方に御説明し、また就労証明書やそのほかの資料に基づいて、認定をしているところです。この短時間については、全国でもいろんな各市町から現制度の課題というところで、この短時間認定というのは本当に必要かという意見は上がっています。本市としてもそういった疑義は感じているところです。本市においてはなるべく保護者の意向に沿った認定とできるように柔軟な対応を内規で定めているところです。

山田伸幸副分科会長 この制度自体が、短時間、標準時間と分けている意味が分からないんですけど、その辺の認識は一致しているのかなと思ったんですけど。それでもなお短時間を選ばれている理由というのはあるでしょうか。

川崎子育て支援課長 保護者が短時間がいいとか標準時間がいいとか選ぶものではなくて、その方の就労時間に応じて、就労時間が週のうち何時間以上であるとか、何時から何時の枠であるということに基づいて市が認定しますので、本人が選ぶものではありません。

吉永美子分科会長 衛生費負担金。次の13款使用料及び手数料の中の民生使用料はいかがでしょうか。

山田伸幸副分科会長 保育所の使用料というのは、どういったことで発生しているのでしょうか。

川崎子育て支援課長 先ほど説明しました民生費負担金の保育所運営費負担金、これは私立保育所に通う保護者が支払う保育料です。今の使用料は27年度からの新制度に基づきまして、公立保育園を利用する保護者については使用料として歳入することとなりましたので、ここは本市の公立保育所に通う児童の保護者の負担金です。

大井淳一郎委員 総合館の使用料2,340円なんですが、使用の実態と、ほとんど減免にされているような気がするんですが、実際に2,340円の中身についてお答えください。

藤山市民部次長 この総合館使用料といいますのは石丸総合館の使用料でして、石丸総合館は隣保館事業をやっています。国の要綱に従っている色々な事業をしているんですが、その事業に関わる使用料については無料です。ここに上がってあるものは目的外使用ですから、隣保館事業とは別なことで民間の方がこの会館を借りたいといったときに発生する使用料で、2件ほど昨年度該当がありました。

大井淳一郎委員 今、宇部でふれあいセンターの使用料について議論があるんですが、本市では、総合館の今後の在り方も含めて何か議論とかされたんでしょうか。

藤山市民部次長 審議会があるんですけども、そこでは特に議論はされていません。

大井淳一郎委員 総合館も老朽化が著しいと思います。山陽小野田市として今後この総合館事業についてどのように考えていくのかについて、現時点でお答えできる範囲でお答えください。

藤山市民部次長 石丸地区の地域コミュニティのセンターとして大事な施設だと考えていますので、予算を掛ければもっといい施設になるかと思うんですが、なかなかそれも現状難しいので、だましましといいますか、引き続き、今の状況で運営していきたいと考えています。

吉永美子分科会長 ケアセンターさんような使用料なんですけど、例のPFIで造ったケアハウスさんよう、その中にある一部ですよね。その使用の状況を確認したいんですが。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 ケアセンターさんような入所者が、平成29年度が定員40名に対し26名ですね。あと地域交流センター利用者数が1,085名、デイサービスセンターの利用者は現時点でゼロ名となっています。

吉永美子分科会長 デイサービスがゼロですか。これはやっていないという意味でしょうか。募集しても来ないということですか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 現時点で募集してゼロで、現在休止状態といった形です。

吉永美子分科会長 地域交流スペースとあります、その中に本来は屋上の風呂が入るんですかね。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 この地域交流スペースの人数には入っていません。屋上も一応開放はしているんですが、利用者がちょっと今いないということになっています。

吉永美子分科会長 地域交流スペースの考え方の中にお風呂も入っているんですよ。地域の方に使っていただくものと思っているんですけど、現場見られていますかね、担当課としては。御感想を。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 現場は見に行っています。確かに眺めとかそういうものはいいんですけども、施設としては老朽化しているかなと感じました。

吉永美子分科会長 老朽化以前にお風呂の大きさが全く地域が入る大きさではありません。足湯ですね。そういう状況ってよく分かっていると思いますが、やはりいろんな施設を建設する場合に本当に教訓とすべきだなと実感していますので。ただこのデイサービスがゼロということをやっばり憂慮すべき事態だと思いますから、その辺は担当課としても真剣に考えてください。

大井淳一郎委員 火葬場の使用料なんですけども、市内と市外の使用料について差はどれぐらいですか。

木村環境課長 火葬場の使用料なんですけども、大人で、市内の方が1,000円です。市外の方が今3万円です。1,000円と3万円の差があります。あくまでも大人での差でありますけども。

大井淳一郎委員 失礼しました、実績報告書に書いてありました。今後、新火葬場が建設された後も恐らく楠辺りからの利用も考えられるんですが、この料率を維持していくのかについて、今後の方向性についてお答えください。

木村環境課長 火葬場使用料の今後の方向性ではありますが、御承知のとおり今新火葬場が完成しようという間近です。それに当たりましてということもありますが、今申しました市外とかいうので以前ちょっと1万円から3万円に上げましたが、そういったものの中に当然指定管理料と、あと灯油代とか電気代、そういったものを全て含んで算出をしています。本来、大人であれば3万円程度掛かるということで、これは市外の方には、それを負担していただくという料金になっています。今市内の方につきましては、過去のままで一応1,000円ということになっています。ただ今後のこの火葬場の料金につきましては、今検討中ですが、いろんなところから意見を頂いていまして、今の金額が非常に安過ぎるという話もあります。ただ正直計算しますと、今後、灯油代若しくは電気代のところが大体経費的には1体につき1万円ぐらい掛かるという状況です。それに市内の方であれば、そのままの1万円にするのかという話になりますが、これも今ほかの市で料金を徴収しているところの平均で言いますと大体5,000円弱ぐらいです。料金徴収してないところもあるんですが、ただこれには逆にいえば待合所の料金を別を含めたりとか、そういった市がありますので、実際は5,000円よりもちょっと料金的には大きいのかなと思っています。ですから正直にそのまま単純に灯油代と電気代だけでいけば1万円程度掛かるところを行政サービスとしてどうするかという話になりますので、他市の状況を見て5,000円から1万円ぐらいの範囲内なのかなと。他市につきましては、今の灯油代、電気代に加えて、ちゃんとした指定管理料分を含めようということであれば、今の3万円ぐらいにはやっぱりなるんじゃないかなと思っています。

松尾数則委員 「えな」と呼ぶらしいんですが、20ページの火葬場使用状況にあるんですが…（「胞衣（ほうい）」と呼ぶ者あり）これはどういう状況で申し込まれるのか、また火葬料金はどのぐらいなのか教えてもらおうと思って。

木村環境課長 「ほうい」と呼んでいます。こちらにつきましてはいわゆる胎盤とか、身体の一部という形になります。これにつきましては、本来の遺体ではないということになりますので市民課等の窓口での受付ではなくて、直接火葬場に、ほとんどが病院からまとめて持ってこられるという状況ですので、火葬場で直接受付をします。それと、今現在、市内の方の胞衣ということであれば、一つにつき200円です。市外の方につきましては、極端に違いますが、6,000円です。以前は2,000円でした。それも料金改定をしたときに、ちゃんとした案分の計算でもって、割り出しをしたところ今6,000円という形になっています。

山田伸幸副分科会長 霊園の関係なんですけど、資料を見ていくと、まだまだ貸出区画数と整備数の間に差がありますよね。これについては、今募集を行っているのでしょうか、どういう形なのでしょうか。

木村環境課長 市営墓地で特に大きく違うところが小野田霊園です。最終的な去年の29年度で言いますと、数的には60ぐらいの差があるかと思っています。今年度につきましては、一応38区画、8月から1か月間ほど募集をしまして、今ちょうどその募集が終わったところです。小野田霊園、南墓地、東墓地に全てで38という数字を出していましたが、ちょうど今集計中ですがほぼそれと同じ数で埋まってくる予定です。そうなりますと、今まではちょっと多少なりとも返還数が多かったんですが、今年だけで言いますと、募集を掛けた数とほぼ同じぐらいですので、そんなに大きく差は出ないと思っています。ただ、そうは言いつてもずっと多少なりとも五、六十件分がずっと残るという形になりますが、小野田霊園につきましてはこれも過去に答弁しましたが、南中川墓地という市営墓地がありまして、こちらが昔ながらの地域墓地ということで、本当に決まった区画等もなく非常に密集した状況で墓地が立っています。ですから例えばその山が崩れたとか、もうどうしてもそこに歩いて行くことすら厳しいというお話がありましたときには、一応は市営墓地同士ですので小野田霊園を勧めていきたいということですので、多少その辺のところの予備を抱えているという状況です。

吉永美子分科会長 手数料に入ります。84ページ2項手数料の中の総務手数料。これは一部ですけれども、民生福祉分科会に関連するところだけに

なりますが。

山田伸幸副分科会長 この戸籍手数料は、住民票も含まれているんですか。

柏村市民課主幹 戸籍手数料には、住民票は含まれています。戸籍手数料に含まれるものとしましては、戸籍の謄抄本、除籍の謄抄本、戸籍についています附票及び住民票となっています。

山田伸幸副分科会長 以前お聞きしたときに、かなり業者がいろいろ住民の調査のために、住民票を取得するという例があったんですけど、最近の傾向はどんなでしょうか。

古谷市民課長 第三者請求ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）業者というか債権を有している方が所在の分からない方の住所を調べるために請求されることはあります。

山田伸幸副分科会長 以前は全体の7割ぐらいがそれだったと聞いているんですけど、分かりますか。

柏村市民課主幹 数字は確認できていませんので、お答えができません。申し訳ありません。

吉永美子分科会長 ちなみにこの総務手数料の中の言える範囲で、民生福祉分科会の関係で今の戸籍手数料以外はどこのところになるのか説明してください。

藤山市民部次長 市民生活課所管で、認可地縁団体登録事項証明手数料というのがあります。例えば自治会で建物を所有するときに、それが本来であれば自治会では登記するときに、添付書類として出す証明手数料になります。

柏村市民課主幹 市民課の関係としましては、証明手数料、閲覧手数料、戸籍手数料、船員手数料、通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料が市民課の関係があります。

吉永美子分科会長 次の民生手数料。3目衛生手数料。86ページ3項1目証紙収入、塵芥処理手数料。14款国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金。

山田伸幸副分科会長 生活困窮者自立支援費というのがあるんですけど、これはどういった内容でこの支援費が支払われるのかその内容についてお答えください。

平中社会福祉課主幹 生活困窮者自立支援事業というのは、国庫負担金を財源とするものと国庫補助金を財源とするものがあります。生活保護受給までには至らないけれども、生活に何らかの支援を必要とする世帯に対するもの、それから生活保護世帯に対するものがあります。29年度において本市が実施した生活困窮者自立支援事業の中には、まず生活保護者以外の生活困窮者を対象とするもので自立相談支援事業、住宅確保給付金支給事業、就労準備支援事業というのがあります。それから、生活保護者を対象とするもので就労支援事業、レセプトを活用した医療扶助適正化事業、収入資産状況把握等充実事業、警察との連携協力体制強化事業というのがあります。

吉永美子分科会長 次の2目衛生費国庫負担金。2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費の631万を除く分です。次の2目民生費国庫補助金。

山田伸幸副分科会長 臨時福祉給付金はこれ結局、対象者に対してどの程度まで給付されたんでしょうか。

平中社会福祉課主幹 臨時福祉給付金は、平成26年度から数えて6種類の給付金が出ていますが、直近の経済対策分で見ますと、申請書を郵送した世帯が、1万5世帯、1万2,433人ですが、そのうち申請書を受け付けたものが8,916世帯、1万1,513人です。支給を決定したものが8,864世帯の1万1,453人で、不支給、申請を却下したものは52世帯の60人となっています。金額は1万1,453人に対して1億7,179万5,000円となっています。

山田伸幸副分科会長 今言われた1億というのは、ここに載っている分として

はどれになるんですか。

平中社会福祉課主幹 財源としては89ページと91ページにまたがりますが、臨時福祉給付金給付事業費504万というのと、次のページの繰越明許をしています臨時福祉給付金給付事業費の1億6,698万円になります。

山田伸幸副分科会長 要するに対象者であるけれど不支給の人も随分いるということなんですが、その追跡の調査等はされているんでしょうか。申請に来られなかった方とかそういうのはいかがでしょうか。

平中社会福祉課主幹 対象と思われる方に申請書を郵送したり、ホームページや市の広報等で周知をしたんですけども、申請に来られない方や郵便が届かない方とかがいます。締切りの1か月前に、改めて申請されていない方に郵送したことと、改めて市の広報紙に掲載をしたという形を採っています。

吉永美子分科会長 92ページに行きます。3項委託金の1目総務費委託金の2節戸籍住民基本台帳費国庫委託金。次の2目民生費委託金。15款県支出金の1項県負担金1目民生費県負担金。

大井淳一郎委員 国庫負担のところで聞けばよかったですね、生活保護ですよ。以前、請願があって、山陽小野田は3級地ということで宇部や下関は2級地ということで今経済圏が宇部とかと変わらないのに、なぜ3級地なんだということで意見書を出した経緯があります。その後、この3級地、2級地の扱いですね。これって原課とすればどのような、今それを受けて検討状況というか、2級地になぜならないのか理由ももし分かれば教えてください。

坂根社会福祉課主査 今大井委員が言われました、山陽小野田市は3級地で宇部市等は2級地と、同じような経済圏でという話ですけども、国がいろんな経済状況、地域特性等を勘案して級地を決めていますので、うちとしては今、それに従っている状態です。以前はうちからも県に対してそういう2級地へ宇部市と同じようにという声を上げてはいましたが、今のところは声を上げてはいません。

吉永美子分科会長 次の2目衛生費県負担金です。

山田伸幸副分科会長 予防接種事故対策負担金というのが、結構な金額、197万も上がっているんですが、これはどういったことで入ってくるんでしょうか。

尾山健康増進課長 これは平成22年度に発生しました予防接種による二次感染事故の被害者に対しまして医療費、医療手当等を負担していますが、その分に関して4分の3ほど県から負担が入るものです。

山田伸幸副分科会長 では実際に給付を受けられる方が、どれぐらいの数いるんですか。

尾山健康増進課長 1名です。

吉永美子分科会長 2項県補助金の2目民生費県補助金。

山田伸幸副分科会長 民生委員がなり手がいないという問題が以前からあるんですが、現在それぞれの区ごとにいろいろ調整をされてきていると思うんですが、必要とされている民生委員に対して今どれぐらい不足しているんでしょうか。

岩佐社会福祉課長 小野田地区、山陽地区合わせまして158人の定数になっています。現在、不足しているのが4地区4名ということです。昨年度まで5地区でしたが、何とか今年になって1地区ほど決定することができましたので、現在4名不足しているところです。

山田伸幸副分科会長 民生委員になり手がいないという一つの大きな要因として、やはり調査事項等が非常に多いんですね。訪問事業と言いつつ実際には民生委員が地域内を訪問して調査をするという形が採られています。しかもいろいろな苦情等もあつたり、私どもの地域でいえば、高齢者のためのいろんな事業も取り組んでいて、非常に職責が重たいんですね。その割に報酬というのが非常に低いという問題があるかと思うんですが、その辺で民生委員から仕事が多過ぎるとかそういった苦情等は入っ

ていないでしょうか。

岩佐社会福祉課長 まず民生委員に対して民生委員の法律に基づきまして報酬というものを払うことができません。お渡ししているものは活動費ということで、電話代、通信運搬等に係るものについて事務費的にお渡ししているものですので、実際に活動していただくのは全部ボランティアということで活動していただいているところです。山田委員の言われるとおり業務についてはかなり多くの業務をお願いしているところもあります。また個人でも近隣のお年寄り、また子どもたちを十分に見守ってきていただいているところです。人格と識見の向上に努めながら、皆さんしっかりとしていただいていますので、多いとか少ないとかいうことを言われる方は今のところはいませんが、ただ調査しんどいねという声は聞きしているところです。

山田伸幸副分科会長 報酬は国が直接払うんですかね。

岩佐社会福祉課長 法律に記載されていて、報酬は一切払うことができません。

吉永美子分科会長 96、97ページ、民生費県補助金。

山田伸幸副分科会長 老人クラブ助成が57万9,000円発生していますが、最近老人クラブが消滅するというのが、非常に多いと思うんです。実は私どもの自治会にもあったんですが、消滅をしました。この助成費はどういった意義付けでこれは入ってくるのでしょうか。

古谷高齢福祉課高齢福祉係長 今言われましたように確かに老人クラブは年々減少傾向にあります。平成29年度は42クラブになっています。減少の理由としましてクラブ構成員の数の減少及びクラブの世話をされる方の減少、活動状況等については、いろいろな老人クラブで介護予防の教室等を開催されています。こちらは、県から市で老人クラブ連合会に助成金を出し、その中で、一部を補助で助成費という形で入っています。

吉永美子分科会長 3目衛生費県補助金。98、99ページ、5目商工費県補助金中の地方消費者行政推進事業費補助金です。100ページ3項委託金の1目総務費委託金の3節戸籍住民基本台帳費県委託金です。102、

103 ページ 2 目 民生費委託金です。

山田伸幸副分科会長 福祉のまちづくり条例事務費交付金というのはどういう
ものですか。

辻永障害福祉課長 これについては、一応内容としては届出の必要な公共的施
設についての新築等の届出を県に代わって市が事務処理をした件数に対
して、県から支払われるお金ということです。公共施設としては代表的
には社会福祉施設があるんですけども、そういったものの届出の事務
ということになります。

吉永美子分科会長 3 目 衛生費委託金。106 ページ、18 款 繰入金の 1 項基
金 繰入金の 6 目 地域福祉基金 繰入金です。次に、110 ページです。3
項 貸付金元利収入の 1 目 民生費貸付金元利収入です。

山田伸幸副分科会長 福祉援護資金貸付金のことなんですが、収入未済額が巨
額に上っていますが、収入が 1 割にも満たない金額で入っているんです
が、これはどういった努力をされてこれだけの収入になっているんでし
ょうか。

藤山市民部次長 福祉援護資金につきましては、借受人が 10 人います。この
うち 5 人が分納をされています。昨年度に比べまして分納の方が 1 名増
えています。これは職員が、その借りられた人はお亡くなりになっている
んですが、その家族の方の自宅に出張に行きまして、納付の約束をし
て納付していただいた結果が表れたと認識しています。本来はもう少し
増える予定でした。それは 2 軒行ったんですが、もう一つは、分納の約
束をされたんですが、結果としてかなっていません。引き続きそこら辺
は細かく対応して、少しでも収入の増につなげていきたいと考えていま
す。

山田伸幸副分科会長 ということは、10 人のうち半分の方は、一切返済に応
じないという形でしょうかね、それとももう宛て所も分からないような
状況なのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

藤山市民部次長 破産宣告を受けられた方とかもいまして、その後、誰に支払

をお願いするかというところもちょっと追跡しなきゃいけませんし、そもそもちょっとどこにいたかというのも分からない方もいると聞いていますので、なかなかお支払になられる方が増えるのはなかなか難しいというのが現状です。

矢田松夫委員 2の災害の関係は、少し納入されたんじゃないですかね。それから、5の老人医療についてはもう全く返済する気がないと。毎年度同じ金額ですが、連帯保証人とか貸付本人とか、この5の老人医療ちゅうのは、どうかならんですか。連帯保証人、貸付本人はいるんでしょ。2は少しずつ返済されているんですが、5についてはどうですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 2節の災害援護資金について、お答えします。委員が言われたとおり、昨年より増えています。今まで滞納されていた方が全てお支払になられたのが2件あります。そのため29年につきましては増えています。

桶谷福祉部次長 老人医療の高額医療費の貸付けです。これにつきましては合併前に、2名の方に貸し付けています。それが未済として残っているという状況です。時効の中断を確認したりとかしていますが、将来的には債権放棄を視野に再検証をしたいと考えています。

大井淳一郎委員 その2名は所在は分かっているということですよ。存命していなかったら、相続人等に請求すべきだと思うんですが、その辺は実態はいかがですか。

桶谷福祉部次長 お二人の方につきましては既にお亡くなりになられています。

大井淳一郎委員 亡くなったらもう請求できないんですかね。その辺はどうですか、保証人等の有無を。

桶谷福祉部次長 残っている書類を確認する限り確認できていません。

矢田松夫委員 こういう場合は不納欠損に処理するちゅうわけにいかないんですか。こういう1から5までの。ほとんど相手が亡くなった方あるいは転居先不明、もう徴収不能でしょう、5年以上もたって合併前やったら

13年ですよね。どうなんですか、できないんですか。

桶谷福祉部次長 これらの貸付金は、その性質上、私債権になりますので、直ちに不納欠損処理はできません。

大井淳一郎委員 亡くなられているということは時効中断措置が取れないと思うので、時効は完成している状況ですかね。

桶谷福祉部次長 確かに私債権の場合は時効が完成した後、時効の援用というのが必要になってまいります。これらの手続が完了して初めて、不納欠損という形になりますので、現在それらの事務ができていないという状況です。

吉永美子分科会長 2目衛生費貸付金元利収入です。

山田伸幸副分科会長 病院会計の貸付金ということなんですけれど。このたび3億5,000万円の一時的な補助金と貸付金、どういう違いがあるのか。一方は貸付金で、一方は補助金という形でプレゼントする、これはちょっとどうなんでしょうか。一般会計として非常に問題があるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

尾山健康増進課長 この病院会計貸付金に関しましては、平成20年度にたしか山陽中央病院を廃止する際に、あった債権に対して1億7,000万を貸し付けているもので、返還額が毎年幾らずつかで決められており、平成29年度分の返還金となっています。

吉永美子分科会長 112ページ4項雑入の2目雑入の2節総務費雑入の市民交通災害共済事務費及び海外派遣事業負担金及び宝くじ助成金です。

山田伸幸副分科会長 市民交通災害共済事務費ということで入っているんですけど、実際に事務取扱量といいますか、どれぐらいの方が今窓口を利用して、申込みされたんでしょうか。

藤山市民部次長 29年度実績ですけども、加入者総数が5,638名ですね。掛金総額217万5,800円。給付が257万8,000円というこ

とです。加入者総数は年々減ってきています。

山田伸幸副分科会長 今言われた数は、市の窓口を通った数ですか。

藤山市民部次長 金融機関で申し込まれることも可能ですので、全てということではありません。

吉永美子分科会長 114、115ページ民生費雑入。

山田伸幸副分科会長 長生園組合の精算金ですが、これをもって長生園関係の出入りはもうないということでしょうか。

河田高齢福祉課課長補佐 御承知のとおり長生園ですけれども、平成29年の3月31日をもって解散しましたので、そのときの打切り後の精算を行っていますので、これ以降の歳入歳出はありません。

吉永美子分科会長 次の4節衛生費雑入に入ります。

矢田松夫委員 119ページの雑入金というのがありますが、これはどういうものですか。去年は硫酸瓶の関係を言われたんですけど。

尾山健康増進課長 雑入金のうち、28万3,964円に関しましては、健康増進課で、看護学の実習の委託料だとか、各種事業における食材料費の自己負担金となっています。

木村環境課長 雑入金のうち、24万886円ですが、そちらがし尿の関係で山陽地区に山陽の中継所があります。山陽中継所のいわゆる電気代とか、水道代、形は変ですけどもそこに立っている電柱とか、本来は行政財産で使用する形になりますのでそちらのお金でもらうところですが、一旦中継所を全て契約でお貸しして、その中から使われた分の定量部分だけを再度こちらにもらうということで雑入金というところで処理をしています。

矢田松夫委員 今の件についてもう1回質問しますが、建物の中に休憩所もあるんですが、駐車場もあります。これはどうなるんですか、使用料は。

木村環境課長　そういったものの使用料といいますか、それを全体的に契約しまして、その分で、毎月定量分のもの、それに相当する使用されたものというものだけを歳入でもらうというような形です。ですから休憩所とか駐車場とかその辺を含んだものでありまして、ここの雑入金に関しては、その中の電気とか水道代等々であるということです。

山田伸幸副分科会長　機械工業振興事業補助金というのは、これは衛生費で入ってきているんですけど、これはどういった内容で入っているんでしょうか。

木村環境課長　こちらの補助金につきましては、環境調査センターで正式な名称で言いますと、電気加熱原子吸光光度計装置というのがあります。こちらでいろいろ水質の検査とか、分析に使う装置です。こちらのお金ですけど、本来は959万円ぐらい実際に掛かっているものです。それは公益財団法人JKA、いわゆる競輪とオートレース事業の助成で成り立っているところですが、そちらの機械設備拡充補助事業というものに乗りまして、その約959万のうちの3分の2までを補助していただけるということで、その3分の2に相当するものが639万3,600円ということですので、こちらに歳入で入れたということです。

吉永美子分科会長　3目過年度収入。21款市債1項市債2目衛生費。7目民生債。よろしいですか。それでは、歳入の質疑を閉じたいと思います。ここで職員入替えのために、16時25分まで休憩します。

午後4時18分　休憩

午後4時25分　再開

吉永美子分科会長　それでは、民生福祉分科会を再開します。引き続き、審査は事業の20番の①②③に行きたいと思います。執行部の説明をお願いします。

川崎子育て支援課長　79ページをお開きください。審査番号20番「保育所・幼稚園等運営支援事業」について、説明します。この事業は、子ども・

子育て支援新制度に基づき、本市の児童が利用する保育所、幼稚園等に対し園の運営経費となる施設型給付費等を支給することにより保育の充実、保護者の就労支援、園の円滑な運営支援を図るものです。評価シートは三つあります。まず一つは、79ページの「保育所等施設型給付事業」です。これは、本市の児童が利用する保育所に対し、国が定める公定価格により算出した額を委託費として支給するもので、29年度の決算額は、合計11億6,826万1,530円で、財源内訳は国2分の1、県4分の1、特定財源として保育料収入があります。活動指標は、給付費を支給する本市児童が利用する保育所数としており、平成29年度は、市内の私立保育所数が12園、市外の保育所数が18園です。次に80ページを御覧ください。二つ目は「幼稚園等施設型給付事業」です。これは、本市児童が利用する新制度に移行した幼稚園に対し、施設型給付費を支給するものです。幼稚園の運営に係る経費は、平成26年度までは私学助成費として県から直接、幼稚園に支給されていましたが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園には市から施設型給付費が支給される仕組みとなりました。本市では、市内の六つの私立幼稚園のうち、現在2園が新制度に移行しています。29年度の決算額は9,892万5,428円で、財源内訳は、定められた算出方式により国と県の負担があります。29年度の活動指標は、給付費を支給する市内の幼稚園が2園、市外の幼稚園が2園です。81ページを御覧ください。三つ目は「地域型保育事業運営支援事業」です。これは、ゼロ歳から2歳の本市児童が利用する地域型保育事業所に対し、地域型保育給付費を支給するものです。29年度の決算額は5,508万9,310円で、財源内訳は国2分の1、県4分の1です。29年度の活動指標は、給付費を支給する市内の事業所数が2園、市外の事業所数が1園です。82ページを御覧ください。今説明しました三つの事業の29年度実績をまとめています。本市在住児童が利用する施設数については、先ほど活動指標として説明したとおりで、合計で市内の施設が16園、市外の施設が21園です。年間延べ利用児童数は、市内の施設は合計1万5,297人、市外の施設は合計5,466人です。予算額の合計は13億6,629万8,000円、決算額の合計は13億2,227万8,000円となりました。この三つの事業はいずれも、国の定める基準に沿って今後も事業を進めていくことが適切と考えており、今後の方向性としては、三つの事業とも本市児童の適切な保育の充実を目的とした有効な事業として、コスト・成果ともに維持すべきもの

として⑤としています。

吉永美子分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けたいと思います。

山田伸幸副分科会長 認定こども園というのは市内には存在をしてないと思うんですが、こども園にしていない理由というのか、そういったものが分かればお答えください。

川崎子育て支援課長 認定こども園の目的とかメリットとかで考えますと、幼稚園が需要の多い保育が必要な子どもを受け入れることができれば、より需要に対応できるということで、幼稚園から認定こども園になるということが大体想定されるんですけども、現在市内の幼稚園についてはやはり、そこは文科省と厚労省の今までの考え方の違いであるとかそういったところでなかなか経理面もハードルが高いというお話は聞いているところです。

山田伸幸副分科会長 私立の幼稚園が認定こども園になるためには、保育所が持っている設備を導入していく、あるいは、時間外にも対応していくということが求められていると思うんですけど、その辺がハードルの高さと考えていいんでしょうか。

川崎子育て支援課長 はい、それも当然理由の一つです。保育園になれば、ゼロ歳からの受入れも必要になってきますので、それなりの施設も必要ですし、そこに対応できる保育所数も必要ですといったことも上げられます。

山田伸幸副分科会長 今、保育所の支援事業で、12保育園があると報告されているんですが、このうち定員から見た状況でいえば、定員割れを起こしているのはどのぐらいあるのか、分かる範囲でお答えください。

野田子育て支援課保育係長 年度末で見ますと、定員を超えている園が少ないといった印象です。正確な数がよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）定員を超えているのが7園です。

山田伸幸副分科会長　ということは今実質待機児童というのは発生していないと見てよろしいのでしょうか。

野田子育て支援課保育係長　定員というのがどうしても施設に対する定員になっていますので、施設が大きくても保育士の不足とかで児童を受け入れられない状態がありますので、年度末になるとどうしても待機が発生しています。

山田伸幸副分科会長　以前も保育所の園長の皆さんとお話をしたときに、今の問題が出ていました。年度当初から後で増える減るといっているのを見越して保育士を雇用したまま置いておくというのはできないということだったんですけれど。そういった難しさはあろうかと思うんですけど。やはり私たちとしては、待機児童は一切作らせない方向でいかなくちゃいけないと思っているんですが、年度末に発生すると言われた部分を公立保育所で受け入れるとはなっていないのでしょうか。

川崎子育て支援課長　保育園の入所に関しては本人の希望に沿って、こちらで利用調整するという形になるので、公立保育園で全て受入れというのは、意向に沿わない部分も出るので難しい部分ですが、再編計画の中でも、私立で担えない部分は公立が担っていくということをうたっていますので、そういったことも対応できる限りではしていきたいと思っていますが、今現在、そのこのところを全て公立ということはやっていない状況です。

山田伸幸副分科会長　地域型保育事業２園ほど平成２８年からスタートしているんですが、よく全国の集まりなんかへ行くと子どもの保育の事故が相当数出ているというのをお聞きするんです。その原因が保育士が不足している点から目が行き届かないと言われているんですが、この２園についてはそういった状況というのは生まれていないのでしょうか。

川崎子育て支援課長　保育士配置が足りているかということですか。今現在基準に沿った保育士配置はされていると認識していますが、ただぎりぎりで行っている。この地域型保育事業所だけではなくて、他の私立の保育園についても保育士がなかなかいないという状況は聞いています。

山田伸幸副分科会長 それと保育士不足を解消する一つ的手段として、免許は持っているけれど仕事に就いていないという人がたくさんいます。産休等を長く取られて復帰するとき、公的な支援で、そういった方を支援するという制度を持っている市町村もあるんですけど、山陽小野田市ではそういった形で保育士の確保に力を注いでいくというお考えはないでしょうか。

川崎子育て支援課長 なかなかこれ難しい課題であると思っています。保育士不足という課題を解消する必要性があるんですけども、解消方法が難しいと思っています。昨年度からいろいろな他市の先進事例を参考に事業を構想はしてみたところではありますが、なかなかちょっと実現に至っていないところなんです。今は県がやっています保育士バンクというようなところを積極的に活用することを各園に勧めたり、そういったPR活動、広報紙にも保育士募集というのを昨年度も掲載しています。そういった市でできるところの取組は行っているところなんです。今後また検討していきたいと思っています。

山田伸幸副分科会長 保育士の不足の最大の原因はやはりその仕事と釣り合わない給与だと思っています。ただ、人事課にお伺いをすると山陽小野田市立の保育所の場合は保育士を募集すると大体すぐ埋まると聞いているんですが、それは実態としてもそのような状況となっているのでしょうか。

川崎子育て支援課長 山陽小野田市の公立の保育所は昨年度までは結構募集を掛けたら応募があったんですが、今年度に関して言いますと、これ年度途中なので、臨時職員の保育士ですけど募集を掛けても応募がないという状況です。公立保育園でも今保育士不足は顕著な問題です。

山田伸幸副分科会長 公立でそれであれば、私立なんかは非常に苦戦している状況というのは、よく分かっているんですけど、やはりそこも含めて、さっきの保育士バンクですか、そのバンクに登録するだけではなくて、やはり再びそういう仕事に就いてみようかと思わせるようなそういう支援が必要だと思うんですね。やはり、何のために保育士になったかという、初心としてはやはり子どもたちの健やかな成長の手助けをしたいということで、保育士になられた方だと思うんです。ところが実際に保育所で仕事をしてみると、理想と現実のギャップに悩まれている方そう

いった方が多く辞められる。あるいは辞めた後も、再就職されないという実態があると思うんですね。やっぱりそれを少しでもギャップを埋めていく努力、それが担えるのはここでいえば山陽小野田市がそういったことにも取り組んでいかななくては、保育士不足の解消にはいかないと思っています。先ほど、先進事例をと言われたんですが、やはりあちこちで同様の悩みを持ちながら、それに取り組んでいますので、そういった事業を是非取り入れていただきたいんですが、これは予算も関わってまいりますけれど、その思いについてちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

川崎子育て支援課長 検討したいと思います。

山田伸幸副分科会長 それと地域型保育の運営状況ですが、これについても、事業所が独自に無認可の状態で行っていたのが、このたび、一昨年から地域型保育に移行されてきたと思うんですが、その辺の運営状況に対する市の指導というのはどういう形でされているのでしょうか。

野田子育て支援課保育係長 市としましても、施設の監査等に立ち入っていません。

山田伸幸副分科会長 この2事業所に監査に入っているということだと思うんですが、ではその運営上問題点を指摘せざるを得ないような状況等は生まれていませんか。

川崎子育て支援課長 これは市が認可した事業ですので、市が監査に出向いていますが、今年度から福祉指導監査室となりましたが、昨年度は名称が違いましたけれども、その職員と一緒に出向いて監査をしました。経理の部門であるとか、保育運営のところであるとかを監査しました。今まで認可外で園のやり方でされていて、今は国、県の補助金を使っている運営になりますので、きちんとそれぞれの規定に沿った、例えば経理とかでもしないといけない部分がありますので、そういった点で幾つか指摘はありました。今後もきちんと規定に沿って指導はしていきたいと思っています。

山田伸幸副分科会長 ではそういった事務的なところの指導だということですか。

けど、保育内容については問題ないという状況でしょうか。

川崎子育て支援課長 保育指針に沿った適切な運営がされていることが必要ですので、その点についても幾つか指摘をすることはありますが、おおむね良好であったと思っています。

山田伸幸副分科会長 この事業には含まれていないんですが、家庭型というのがありますよね。これは今市内にはどの程度存在しているんでしょうか。

川崎子育て支援課長 市内にはありません。

大井淳一郎委員 幼稚園等施設型給付事業なんですが、2園ほど新制度に移行しているんですが今後の流れとして移行が見込まれるんですかね。この辺の動きを分かる範囲でお答えください。

川崎子育て支援課長 今、市内の私立の幼稚園6園のうち2園が移行しているんですが、残り4園について今年度夏ぐらいにも一度お話をしました。どの園も移行をちょっと検討していました。結果今現在お聞きしているのは、1園のみ来年度からの移行をちょっと考えて動いている園があります。ですが今後、再来年度以降に向けて順次移行していくのではないかなと思っています。

山田伸幸副分科会長 そういった移行する場合、いろいろ施設の整備をしておかなくちゃいけないんですが、そういった際の補助金というのは、どういう財源があるんでしょうか。

川崎子育て支援課長 幼稚園が従来の私学助成から新制度に移行するに当たっては、施設面では特に変更はありません。受入れ児童が変わるわけでもありませんし。ただ、大きく変わるのとは2点で、一つは保育料、これは旧制度の場合は園が独自で決めてよかったんですが、新制度になると市が定めた保育料にしないといけません。そしてもう一つは運営費、旧制度の場合は県から直接園に運営費が支払われますが、新制度になると市を通して市から運営費が支払われるということで、その辺の事務的なことが変わるというのが一番大きな変更です。

吉永美子分科会長　ないようですので、質疑をこれで閉じたいと思います。それでは本日の一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 4 時 4 7 分　散会

平成 3 0 年 9 月 6 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長　吉　永　美　子